

令和6年度

岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の高齢者介護に関する事業」

概要版

令和7年3月18日

岐阜県包括外部監査人

弁護士 尾藤 望

目 次

序章 監査総論	7
第1 包括外部監査の概要	7
1 選定した特定の事件	7
2 監査対象期間	7
3 事件を選定した理由	7
4 包括外部監査の方法	8
5 主な監査の視点	8
6 包括外部監査の期間	8
7 包括外部監査人及び補助者	8
8 利害関係	9
第2 報告書の構成	9
第3 財務監査の範囲等（包括外部監査の対象範囲）	9
第1章 岐阜県の高齢者福祉事業・介護事業	10
第1 本章の概要	10
第2 岐阜県の高齢者介護に関する概要	10
1 人口の将来推計	10
2 高齢者世帯の状況	10
3 認知症高齢者数の将来推計	10
4 被保険者数の推移	10
5 要支援・要介護認定者数の推移	10
第3 岐阜県の高齢者福祉に関する各種計画	11
1 岐阜県高齢者安心計画	11
2 岐阜県地域福祉支援計画	11
第4 岐阜県の高齢者福祉の予算額（過去の推移）	11
1 岐阜県の過去5年間の高齢者福祉の予算額	11
2 監査の着眼点	12
第5 本監査における監査対象となる事業等	13
第2章 介護保険に関する県の役割	14
第1 介護保険制度とは	14
第2 県の役割	14
1 実施主体は市町村	14
2 主な都道府県事務	14
3 岐阜県が抱える介護事業の課題	15
第3 介護保険に関する事業費	16

1	介護保険事業県負担金	16
2	地域支援事業県負担金	16
3	地域支援事業県負担金（重層支援事業分）	16
4	介護給付適正化推進特別事業費	16
第3章	介護保険事業に関する県事務所の役割	17
第1	県事務所の機能	17
1	各地県事務所等の概要	17
2	各県事務所等の位置関係	17
3	監査の重点及び監査手続	18
4	県事務所等の全体に共通する指摘・意見	19
5	介護事業者改善対策事業費	19
第2	岐阜地域福祉事務所	19
1	管内の状況	19
2	介護事業の状況	19
3	適切な指導監督	20
第3	西濃県事務所	21
1	管内の状況	21
2	介護事業の状況	21
3	適切な指導監督	21
第4	揖斐県事務所	22
1	管内の状況	22
2	介護事業の状況	22
3	適切な指導監督	23
第5	中濃県事務所	23
1	管内の状況	23
2	介護事業の状況	23
3	適切な指導監督	24
第6	可茂県事務所	24
1	管内の状況	24
2	介護事業の状況	25
3	適切な指導監督	25
第7	東濃県事務所	26
1	管内の状況	26
2	介護事業の状況	26
3	適切な指導監督	26
第8	恵那県事務所	27
1	管内の状況	27
2	介護事業の状況	27

3	適切な指導監督	28
第9	飛騨県事務所	28
1	管内の状況	28
2	介護事業の状況	29
3	適切な指導監督	29
第4	章 地域医療介護総合確保基金積立金に関する事業	30
1	地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）	30
2	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設整備分）	30
3	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（開設準備分）	30
4	高齢者施設等感染症拡大防止対策事業費補助金	31
5	介護人材育成事業者認定制度実施事業費	31
6	アセッサー講習受講支援事業費補助金	31
7	介護人材確保・育成支援事業費	32
8	介護人材確保・育成支援事業費補助金	32
9	介護人材総合情報サイト運営事業費	32
10	介護職員初任者研修等支援事業費補助金	32
11	外国人介護人材受入環境整備事業費	33
12	介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金	33
13	外国人介護人材マッチング支援事業費	33
14	外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金	33
15	ぎふケアパートナー育成推進事業費	34
16	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	34
17	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】	34
18	介護事業所等サービス継続支援事業補助金	35
19	介護支援専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分）	35
20	介護事業所内保育施設運営費補助金	35
21	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補	35
22	福祉人材確保・育成・定着推進事業費	35
23	福祉・介護人材マッチング支援事業費	36
24	成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金	36
25	福祉の仕事就職フェア開催費	36
26	認知症地域医療人材育成事業費	36
27	認知症サポート体制整備事業費補助金	37
第5	章 その他の介護に関する事業	38
第1	高齢福祉課が所管する補助金・事業費	38
1	高齢福祉課の概要	38
2	軽費老人ホーム事務費補助金	38
3	老人福祉施設等整備費補助金	38

4	高齢者施設等防災・減災対策等補助金	38
5	高齢者施設等防災・減災対策等補助金（新型コロナ分）	39
6	介護サービス改善対策事業費	39
7	苦情処理体制整備助成事業費補助金	39
8	高齢者権利擁護センター設置事業費	39
9	社会福祉法人利用者負担軽減措置費補助金	39
10	介護予防専門職派遣事業費補助金（国補）	39
11	介護福祉士実務者養成施設ICT導入事業費補助金	40
12	介護予防推進指導者養成研修事業補助金（国補）	40
13	障がい者ホームヘルプサービス利用者支援措置費補助金	40
14	高齢者施設等物価高騰対策交付金	40
15	介護ロボット導入促進事業費補助金	40
16	介護事業所におけるICT導入支援事業費補助金	40
第2	地域福祉課が所管する補助金・事業費	41
1	地域福祉課の概要	41
2	愛のともしび基金事業費補助金（施設整備）	41
3	愛のともしび基金事業費補助金	41
4	岐阜県福祉人材総合支援センター運営費	41
5	運営適正化委員会設置運営費補助金	42
6	成年後見制度利用促進体制整備推進事業費	42
7	福祉人材総合ポータルサイト運営事業費	42
8	福祉の仕事就職県外フェア開催費	42
第3	医療福祉連携推進課が所管する補助金・事業費	42
1	医療福祉連携推進課の概要	42
2	認知症疾患医療センター運営事業費	42
3	訪問看護体制充実強化支援事業費補助金	43
4	認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金	43
5	在宅医療連携強化事業費補助金	43
6	在宅医療人材育成事業費補助金	43
7	在宅療養あんしん病床登録事業費補助金	44
8	地域包括ケアシステム構築事業費補助金（拡充分）	44
9	地域包括ケアシステム整備事業費補助金（拡充分）	44
第6章	県有高齢者施設	45
第1	岐阜県立寿楽苑	45
1	岐阜県立寿楽苑の概要	45
2	監査の重点及び監査手続	45
3	施設利用契約	45
4	組織運営	45

5	物品管理	46
6	経理処理上の問題（現金管理）	46
第2	岐阜県立寿楽苑に関する事業費	46
1	県立老人福祉施設設備等整備費	46
2	岐阜県介護研修センター運営事業費（人件費分）	46
3	高齢者介護知識・技術等普及促進事業	46
第3	岐阜県立飛騨寿楽苑	47
1	岐阜県立飛騨寿楽苑の概要	47
2	監査の重点及び監査手続	47
3	施設利用	47
4	施設利用契約	47
5	組織運営	48
6	物品管理	48
7	施設内事故に対する対応	48
第7章	監査の結果を踏まえた岐阜県の取組について	49
第1	成年後見制度に関する岐阜県の取組	49
1	監査で確認された成年後見制度の実情	49
2	成年後見制度の歴史	49
3	成年後見制度の概要	50
4	後見相当と判断される人が締結した契約の有効性等	50
5	成年後見制度が目指す利用状況	51
6	成年後見制度が利用されない原因について	51
7	成年後見制度に関する指摘・意見について	51
8	成年後見制度に関する具体的方策について	52
第2	介護人材の確保に関する岐阜県の取組	53
1	監査で確認された介護人材確保に関する実情	53
2	介護人材確保に関する意見	53
3	外国人労働者の確保に関して	53
4	職場におけるICT活用に関して	53
第3	在宅医療と介護の連携に関する岐阜県の取組	54
1	在宅医療と介護の連携に関する目指すべき姿	54
2	在宅医療と介護の連携に関して確認された実情	54
3	在宅医療と介護の連携に関する意見	54
終章	課題と提言	55
第1	現状の課題	55
第2	提言	55
1	課題を正確に捉え、一歩ずつ改善に向けた取組を行うこと。	55
2	常に事業とその目的の関係性を見直すこと	55

第3 最後に	56
指摘及び意見の一覧	57
参考報告一覧	82
監査対象事業費等一覧	85

序章 監査総論

第1 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件

岐阜県の高齢者介護に関する事業

2 監査対象期間

原則として、令和5年度。ただし、必要に応じて他年度。

3 事件を選定した理由

以下の4点が事件選定の主な理由である。

(1)近年の社会課題の一つとして少子高齢化が挙げられる。岐阜県における総人口は、令和2年の国勢調査によれば197万8,742人で、平成12年の210万7,700人をピークに減少傾向が継続している中、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和2年の65歳以上の総人口に占める割合は、現在の30.4%から、令和32年には40.6%となる見通しが示されている。なお、2025年には、「ベビーブーム世代」が後期高齢者の年齢に達し、高齢者人口は約3,500万人に達すると推計されることから2025年問題とも呼ばれ、日本全体で超高齢社会となるとされている。

このような推計からして、今後の高齢者に対する福祉の問題は、重要な行政課題であり、高齢者に関連する予算規模が、今後増大することも予測され、適切な財務事務の執行及び管理が必要な分野である。

(2)岐阜県における、これまでの包括外部監査を振り返ると、高齢者福祉そのものを対象とした監査が行われていない一方で、愛知県では、令和元年度に「高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について」として、高齢者福祉をテーマとし、他県でも同様に高齢者福祉を包括外部監査のテーマとして監査が実施されており、岐阜県においても、県の高齢者福祉に対する監査を実施する意義は大きなものとする。

(3)高齢者福祉に関連する予算を確認すると、監査対象となる令和5年度の県全体の当初予算は約8,897億円であるところ、高齢者福祉を含めた民生費は、約1,198億円で、全体の13.5%を占めており、その中で高齢者福祉に対する予算規模は、高齢福祉課における老人福祉費をみても約327億円で、民生費の27.3%を占め、中核的な支出となっている。

この老人福祉費の中で大きな割合を占めるのは、介護保険県負担金の約285億円であるところ、介護事業に関しては、県が、県内の介護事業所の指導を行う立場でもあることから、これらの事務執行が適切に行われる事が、適切な財務執行に繋がる側面が存在する。

このように県の財政の面からしても、高齢者福祉に関する監査を行う意義は大きいと考えた。

(4)なお、高齢者福祉に関しては、介護、医療費、生きがい・健康づくり、認知症対策等、県が取り組むべき課題が存在し、その全てを検討することは有意義ではあるが、あまりに広範な検討によっては十分な監査が行えない可能性が存在する。

そのため、高齢者福祉の中でも中核的な事業の一つである介護事業を中心に監査を実施することが、上記の財産的規模の面からも有効な監査が行えると判断した。また、岐阜県が所有する県の高齢者施設を始めとする実際の介護事業が適切に行われているか

を監査し、介護事業に関連する県の監督状況等を監査することが、高齢者福祉に対する有効な監査が行えると判断した。

4 包括外部監査の方法

(1) 外部監査の対象部署等

- ア 健康福祉部：高齢福祉課、地域福祉課、医療福祉連携推進課、岐阜地域福祉事務所、産業人材課、出納管理課
- イ 各県事務所：西濃県事務所、揖斐県事務所、中濃県事務所、可茂県事務所、東濃県事務所、恵那県事務所、飛騨県事務所
- ウ 県有高齢者施設：岐阜県立寿楽苑（以下「岐阜寿楽苑」という。）、岐阜県立飛騨寿楽苑（以下「飛騨寿楽苑」という。）
- エ 財政援助団体：社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「岐阜県社会福祉協議会」という。）

(2) 監査手続の概要

以下の監査手続の流れを経て本報告書は作成されている。

- ・高齢福祉課、地域福祉課等に対する予備調査
- ・高齢者介護に関する監査方針の確認
- ・監査の重点及び監査手続の決定
- ・現地機関の調査
- ・事業費・補助金の調査
- ・学識経験者に対する意見聴取

5 主な監査の視点

本監査における主な監査の視点は、次のとおりである。

- ・適法性：事務執行が、適法になされているか
- ・有効性：事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか
- ・経済性：事務執行が、より少ない費用で実施できないか
- ・効率性：事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか
- ・公平性：事務執行において、公平な取扱をしているか。
- ・透明性：事務執行について、具体的に説明しているか。

6 包括外部監査の期間

令和6年4月1日～令和7年3月18日

7 包括外部監査人及び補助者

外部監査人	弁護士	尾 藤	望
補助者	弁護士	渡 部	智 也
補助者	弁護士	黒 宮	崇 宏
補助者	弁護士	高 橋	博 志
補助者	弁護士	藤 田	聖 典
補助者	弁護士	奥 田	啓 祐
補助者	弁護士	藤 井	奈 々
補助者	公認会計士	久 保	真 平
補助者	公認会計士	和 田	康 兵
補助者	税理士	高 井	真 司

補助者 税理士 北川 誠司
補助者 学識経験者 松井 康成

8 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 報告書の構成

本年度分については、序章から始まり、第 1 章から第 7 章、終章の 9 章構成である。

第 1 章は、岐阜県における高齢者福祉事業・介護事業の概要や介護事業を中心に近時の予算の変遷を確認し、本年度の監査対象を確認した経緯を報告する。

第 2 章は、介護保険事業に関して、介護保険制度を基軸に、介護保険事業に関する件の役割と中心的な事業費について、監査の結果を報告する。

第 3 章は、介護保険事業の適切な運用を行う上で、重要な機関となっていると考えられた各地の県事務所等について、現地監査を行った結果を報告する。

第 4 章は、介護保険事業に関する予算を確認する中で、近年大きく予算額が増大している地域医療介護総合確保基金に基づく事業を、他の事業とは別にまとめて報告する。

第 5 章は、第 2 章から第 4 章までに含まれていない、その他の介護に関する事業を各担当課別に報告する。

第 6 章は、県有高齢者施設について、現地監査を行った結果を報告する。

第 7 章は、全体的な監査結果を踏まえ、監査人として特に整理して評価すべきと判断した項目を整理し、監査人としての指摘・意見を述べる章である。

終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

第 3 財務監査の範囲等（包括外部監査の対象範囲）

監査人は、①適法性の観点から、違法又は不当であると考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性の 3 E 監査の観点から問題があると考えられる事務事業、③公平性・透明性の観点から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

具体的な事実認定に基づき、適法性を基本としながら、3 E 監査を実施することに努め、高齢者介護に関する事業の内容、目的、経費の使途、要綱、要領、補助金等の各申請手続、事業実績、事業評価、書類管理・保存など各論点について調査・検討した。

他方、監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかとも検討する必要があるため、できる限り、対象課（高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課等）、財政援助団体の意見を聞いて、協議することに努めた。

第1章 岐阜県の高齢者福祉事業・介護事業

第1 本章の概要

本章では、岐阜県の高齢者福祉事業・介護事業に関する概要を説明するため、岐阜県が有する介護に関連する現状に関する状況と関連する各種計画の概要を説明する。

本監査においては、監査の対象とする事業等を決めるにあたり、これらの各種計画に位置づけられている事業等を参考とした。

第2 岐阜県の高齢者介護に関する概要

1 人口の将来推計

岐阜県の総人口は、令和2年の国勢調査によると197万8,742人であり、平成12年の210万7,700人をピークに減少傾向が継続している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年は総人口が146万8,392人、うち65歳以上人口は59万6,118人、高齢化率40.6%となる見通しとなっている。

2 高齢者世帯の状況

世帯主が65歳以上である世帯の一般世帯総数に占める割合は増加を続け、令和22年には約31.4%に達すると推計されている。

また、高齢者単独世帯数も増加を続けると推計されており、高齢夫婦のみの世帯数は、令和2年をピークに減少に転ずると見込まれ、この減少分は高齢者単独世帯に移行するものと推測されている。

3 認知症高齢者数の将来推計

厚生労働省の推計によると、全国の認知症高齢者数は、平成24年時点で462万人、有病率は15%とされており、令和12年には744万人、令和22年には802万人に達すると見込まれている。

これを岐阜県にあてはめると、県内の認知症高齢者数は、令和12年には約12万3千人、令和22年には約12万9千人となり、令和12年には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症となると見込まれている。

4 被保険者数の推移

第1号被保険者数（65歳以上）は、介護保険制度の開始以降、増加を続けており、令和3年度末現在で60万6,159人となっている。

各保険者が行った推計によると、今後は横ばいが続き、令和32年には減少に転じる見込みである。

5 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和3年度末現在で10万6,882人と平成12年度末の3万9,311人の2.7倍に増加している。

各保険者が行った推計によると、令和22年度までは増加し続け、約13万1千人になると見込まれるが、令和27年度には減少に転じる見込みである。

第3 岐阜県の高齢者福祉に関する各種計画

1 岐阜県高齢者安心計画

岐阜県高齢者安心計画とは、平成12年4月に介護保険制度が始まって以来、岐阜県が、3年間の計画期間とする高齢者福祉に関する基本目標等を定め、これに基づく各種施策を推進するための計画である。令和5年度は第8期の計画の下、各事業が推進され、令和6年度からは第9期の計画が推進されている。

監査対象となる令和5年度の第8期の9つの施策の中で、介護事業に関連性が強い施策は、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「介護予防・生活支援サービスの体制強化」、「保険者の機能強化」、「介護人材の確保」、「介護業務の効率化と質の向上」、「介護サービスの充実」の施策であると判断した。

岐阜県高齢者安心計画には、「第6章 施策・目標」において、上記施策に関連する事業名や事業内容を掲載し、各事業が目指す目標を定め、同計画の進捗状況を確認する。本監査においては、監査対象の選定にあたり第8期岐阜県高齢者安心計画の関連施策から抽出している。

(1) 第9期岐阜県高齢者安心計画においては、各施策内容の記載の後に、担当課が明示されており、どの施策がどの担当課であるかが一目瞭然となっているなど有益な表記がなされている【参考報告】。

2 岐阜県地域福祉支援計画

岐阜県地域福祉支援計画とは、社会福祉法第108条の規定に基づき、地域福祉の推進を図るための市町村地域福祉計画の達成を広域的な見地から支援するための計画として策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものである。

本計画は、岐阜県高齢者安心計画やその他の福祉に関する計画に関連する計画であることから、本監査における「岐阜県の高齢者介護に関する事業」という観点からは、より広い視点での計画であり、監査対象の事業選定においては、岐阜県高齢者安心計画を基準とすべきと判断している。

第4 岐阜県の高齢者福祉の予算額（過去の推移）

1 岐阜県の過去5年間の高齢者福祉の予算額

岐阜県の高齢者介護に関する事業の監査を行うにあたり、2023年から過去5年間の介護に関する全体予算の占める割合の傾向を確認した。

近年の動向としては、下記の表のとおり、岐阜県全体の一般会計の中において、社会福祉費や高齢福祉課の予算は、予算額そのものは、全体予算と連動するように増加していることが確認されるが、全体予算に占める割合的には大きな変動がないものと判断した。

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額
一般会計総額	833,865	1,091,523	1,066,389	1,019,231	927,438
民生費	105,694	128,203	115,947	123,417	122,843
社会福祉費	74,568	94,093	82,610	87,059	86,095
高齢福祉課	29,070	37,270	31,759	37,337	34,826
社会福祉費の割合	8.94%	8.62%	7.75%	8.54%	9.28%
高齢福祉課の割合	3.49%	3.41%	2.98%	3.66%	3.76%

ただし、高齢福祉課内の予算額そのものをみると、下記の表のとおり、コロナ禍となった令和2年度以降は、令和元年度が290億円の予算が300億円を超え、令和5年度も348億円と令和元年度と比較して58億円の増大となっている。

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額	補正後予算額
高齢福祉課	29,070	37,270	31,759	37,337	34,826
介護保険安定対策費	26,432	26,902	27,410	28,022	28,506
介護保険県負担金	26,420	26,890	27,396	28,008	28,492
介護保険県負担金割合	90.9%	72.1%	86.3%	75.0%	81.8%
老人福祉施設費	1,369	2,300	2,324	3,286	1,838
老人福祉施設整備費	820	1,745	1,777	2,731	1,285
老人福祉施設整備費割合	2.8%	4.7%	5.6%	7.3%	3.7%
介護保険制度運営推進費	797	605	943	1,729	982
地域医療介護総合確保基金積立金	797	605	943	1,729	982
地域医療介護総合確保基金割合	2.7%	1.6%	3.0%	4.6%	2.8%
介護事業者指導費	115	7,123	700	3,967	3,161
介護事業者指導費割合	0.4%	19.1%	2.2%	10.6%	9.1%
介護人材確保対策費	225	209	247	194	196
介護人材確保対策費割合	0.8%	0.6%	0.8%	0.5%	0.6%

その内訳を見ると、最も大きな比重を占めるのが、介護保険安定対策費であるが、これは介護保険に関する県負担金である。当該支出そのものはコロナ禍とは関係なく、そもそもの介護事業に伴う介護保険の支出額に応じて増減するものであるが、令和元年度からみても毎年度全体額が増加している。これは介護保険を利用する高齢者の数の増大等が要因と考えられる。

また、コロナ禍とは直接関係のないところでは、老人福祉施設費の老人福祉施設整備費であるが、こちらも介護保険事業計画等に伴う施設整備費に対する予算であり、県全体の介護施設の整備計画に合わせて毎年の予算額が増減する結果となっている。

この他、人材確保対策のための介護人材確保対策費も増加傾向にあるが、これは近年の介護人材確保の要請を受けての結果と思われる。

コロナ関連の支出として、令和2年度以降大きく金額が増大しているのは、介護保険制度運営推進費と介護事業者指導費である。

この内、介護保険制度運営推進費は、地域医療介護総合確保基金積立金である。介護事業者指導費については、令和2年度以降大きな変動がみとめられ、コロナ禍の終息に合わせてその額は減少しているものの、令和元年度と比較して、令和5年度は30億円の増大となっており、コロナ禍の影響を受け大きく増大した予算である。

2 監査の着眼点

上記の全体予算に関する分析を踏まえれば、高齢者の介護に関する事業の中で最も大きな予算を占める介護保険県負担金に関して監査を行うことが重要と判断した。

また、高齢福祉課の予算の中では、比較的大きな比重を占める、老人福祉施設整備費

や介護人材確保対策費に関しても注視する必要があること、また、コロナ禍を経て大きく変動している地域利用介護総合確保基金や介護事業者指導費についても、注視する必要があると判断した。

第5 本監査における監査対象となる事業等

以上の各種計画等を踏まえ本年度の監査にあたり、監査対象となる事業としては岐阜県高齢者安心計画に掲げる介護に関連する事業を中心に監査を行うべきと判断した。ただし、当該計画であらゆる事業が網羅されるものではなかったことから、予算区分の中での細々事業名を基準に、「介護」等の文字から関連する事業を抽出し、担当課に対するヒアリングも行って「高齢者介護に関する事業」という観点で漏れがないように対象を選定していった。

この時、全ての関連事業を評価する方法もあり得るところではあったが、財務の有効性評価の観点から、ある程度の規模の財政上の支出がある部分に限定することで、集中した監査が行えると判断し、当初予算規模が 500 万円を超える事業に対象を絞り込んだ。

なお、補助金については、昨年度監査人が実施した補助金に対する監査については、少額の補助金についても指摘・意見すべき状況が散見された経験を踏まえ、金額の多寡に限らず監査対象とすることとした。

これらの判断から監査対象となった事業は、巻末資料のとおりである。

また、高齢者介護に最も関わりが強い高齢福祉課の予算額からして、介護保険事業の国庫負担金が最も大きな支出であり、介護保険事業については、県の役割を踏まえた監査を行うこととし、實際上、介護保険事業の中で県が果たす役割としての監視監督行為が重要と判断し、各地域で運営指導等を担う、県事務所の現地監査を行うこととした。

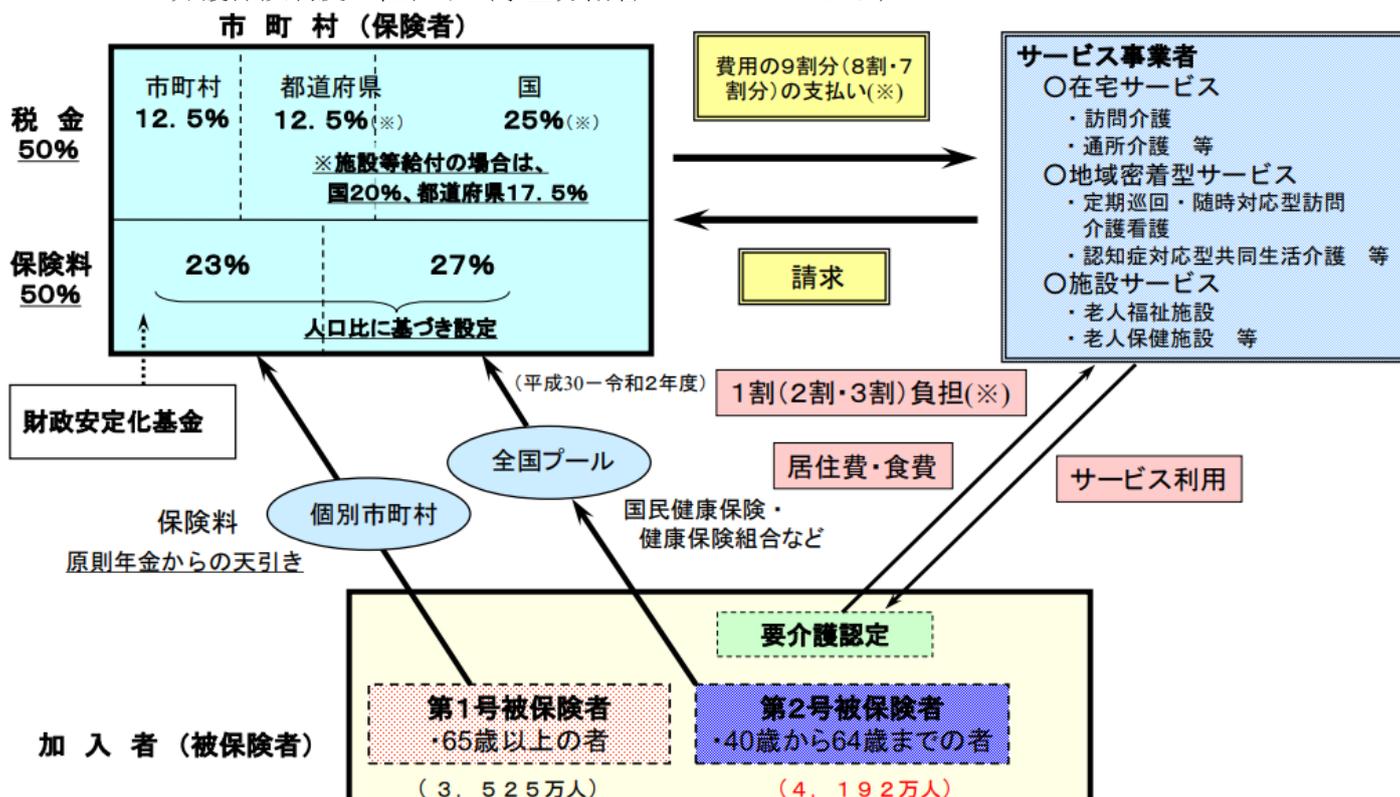
その他、岐阜県は自ら高齢者介護事業を行う県有施設を有していることから、それらの運用状況も、現地監査を行うこととした。

第2章 介護保険に関する県の役割

第1 介護保険制度とは

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な人に対して保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設されたものである（介護保険法第1条）。

介護保険制度の仕組み（厚生労働省ホームページより）



（注）第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成30年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成30年度内の月平均値である。

（※）一定以上所得者については、費用の2割負担（平成27年8月施行）又は3割負担（平成30年8月施行）。

第2 県の役割

1 実施主体は市町村

介護保険は市町村及び特別区が行うとされている（介護保険法第3条第1項）。介護問題に取り組むのに最もふさわしい主体として、地域住民に身近な行政主体である市町村が保険者となり、きめこまかな対応をすることになっている。

2 主な都道府県事務

都道府県は、広域的なサービス提供体制の整備に取り組むとともに、必要な助言と適

切な援助により保険者を支援する。その主な事業は以下のとおりである。

- (1) 市町村支援に関する事務
 - ア 保険者支援
 - イ 介護認定審査会の共同設置等の支援
 - ウ 市町村介護保険事業計画作成に対する助言
 - エ 介護保険審査会の設置・運営
- (2) 事業所・施設に関する事務
 - ア 居宅サービス事業所・施設の指定基準
 - イ 事業所・施設の指定・許可と指導監督等
 - ウ 指定更新の事務
 - エ 市町村が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に関する助言・勧告等
 - オ 居宅サービス事業所指定時の市町村協議
 - カ 指定市町村事務受託法人の指定
 - キ 指定都道府県事務受託法人の指定
- (3) 介護サービス情報の公表の事務
 - ア 調査の結果と公表
 - イ 公表に関する事業者に対する指導・監督
- (4) 介護支援専門員の登録等に関わる事務
 - ア 介護支援専門員の登録の管理等
 - イ 介護支援専門員証の交付に関する事務
 - ウ 登録更新の事務
 - エ 更新研修の実施
 - オ 介護支援専門員の試験及び研修の実施
- (5) 財政支援に関わる事務
 - ア 介護保険の費用負担
 - イ 財政安定化基金、地域医療介護総合確保基金の設置・運営
- (6) 介護保険事業支援計画の策定に係る事務
- (7) その他の事務
 - ア 国民健康保険団体連合会の指導監督

3 岐阜県が抱える介護事業の課題

岐阜県における介護事業に中心的に関わる担当課である高齢福祉課、地域福祉課、医療福祉連携課が捉える介護に関する課題を整理すると以下のとおりである。

(1) 高齢福祉課の課題

高齢福祉課の定期監査資料¹によれば、令和5年度の同課の課題としては、「介護人材不足への対応」と「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止への対応」が課題とされている。

(2) 地域福祉課の課題

地域福祉課の定期監査資料によれば、令和5年度の同課の課題としては、「地域福祉の推進」、「生活保護制度の適正な運用」、「生活困窮者自立支援法に基づく支援の積極的な実施」を課題とし、介護事業のみならず広く地域福祉の課題を捉えている。

(3) 医療福祉連携推進課の課題

¹ 本監査で確認している「定期監査資料」とは、担当課が作成し監査委員事務局に提出した定期監査資料を指す。

医療福祉連携推進課の定期監査資料によれば、同課の介護事業に特に関わる課題としては「在宅医療・介護の連携推進」が存在するが、同課は、団塊の世代が75歳以上となると2025年を見据え、医療や介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう市町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の取り組みを引き続き支援することが課題と捉えている。

第3 介護保険に関する事業費

1 介護保険事業県負担金

市町村が行う介護保険給付及び予防給付に要する費用に対する都道府県法定負担分（最終予算額27,000,000千円、決算額26,950,227千円）。

（1）提出されている事業実績報告書や交付申請書に、收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

2 地域支援事業県負担金

市町村が、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行う地域支援事業に要する費用に対する義務的負担分（最終予算額1,354,000千円、決算額1,211,814千円）。

（1）提出されている事業実績報告書や交付申請書に、收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

3 地域支援事業県負担金（重層支援事業分）

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため市町村が行う地域支援事業（重層支援事業）に要する費用に対する義務負担（最終予算額138,000千円、決算額130,608千円）。

（1）期限が徒過して提出を認めたことについて、交付要綱には期限経過に関する例外規定はなく何を根拠に提出期限を延期したか定かでないことから、交付要綱を見直すべきである。

4 介護給付適正化推進特別事業費

①岐阜県国民健康保険連合会国保連が保険者支援の一環として行う縦覧点検・医療情報との突合の実施に係る経費の一部を助成するとともに、②ケアプラン点検の普及・促進のため、保険者等を対象とした介護給付適正化研修会を開催し、③ケアプラン点検の取り組みが低調な保険者に対し、点検に同行して必要な助言等を行う専門チームを設置・派遣したりする各事業に要する経費を補助するもの（最終予算額6,145千円、決算額5,745千円）。

第3章 介護保険事業に関する県事務所の役割

第1 県事務所の機能

1 各地県事務所等の概要

岐阜県内には、岐阜県庁（本庁）の他に9つの総合庁舎が存在し、うち7つの総合庁舎に県事務所福祉課が設けられ、地域の介護保険サービスに関する事務を行っている。県事務所以外には岐阜圏域の介護保険サービスに関する事務を担う岐阜地域福祉事務所が存在する（以下、各県事務所と岐阜地域福祉事務所を合わせて「県事務所等」という。）。

介護保険法第70条等に基づき、都道府県は、市町村が指定権者となる地域密着型（介護予防）サービスや居宅介護支援・介護予防支援以外の介護保険サービスに関する指定を行い、介護保険法第24条に基づき、指導監督等を行っている。許可制である介護老人保健施設・介護医療院の許可は、本庁で行っているが、その他の介護事業所等の指定、指導監督業務は、各地の県事務所等が担っている。

なお、中核市である岐阜市は、市内の事業所について、独自に介護保険サービスに関する指定を行い、事業所の指導監督等を行っており、その他の地域は、全て各地の県事務所等が管轄毎に事業所の指定や指導監督を行っている。

2 各県事務所等の位置関係

以下、報告書内で取り上げた、各県事務所等の概ねの位置関係については以下のとおりである。

地図上には、後記「第2 岐阜地域福祉事務所」から、「第9 飛騨県事務所」に記載した管轄の範囲を、以下の分類で色分けして記載している。なお、「第2 岐阜地域福祉事務所」は、岐阜市が管轄するエリアも含めた岐阜圏域全体のエリアを示している。

第2	岐阜地域福祉事務所	黄色
第3	西濃県事務所	薄い青色
第4	揖斐県事務所	薄い緑色
第5	中濃県事務所	濃い青色
第6	可茂県事務所	緑色
第7	東濃県事務所	オレンジ色
第8	恵那県事務所	紫色
第9	飛騨県事務所	ピンク色



3 監査の重点及び監査手続

県事務所等は、管轄内の介護保険に関する事業所の指定、実地指導、老人福祉施設の指導・監督を担っている。このため、各県事務所等において、事業者に対する指導・監督が適切に行われているかとの観点に基づき、監査を行った。

この他、介護事業所に対する運営指導における、指摘意見の基準や文書保存期間の設定など、事務所間における方法論や指導内容等の統一、運営指導の頻度、文書の取扱い、各事業者への指導内容、老人福祉法上の指導監査における、施設利用者についての本人意思の確認等を監査した。

具体的な監査手続としては、現地を往査し、各県事務所等における各定期監査資料、運営指導の記録を中心に書類監査を行ない、少なくとも計3回、各担当者からのヒアリングを実施した。

4 県事務所等の全体に共通する指摘・意見

(1) 運営指導については、県事務所等の要望等も踏まえた上で、意見交換を行い必要な範囲で方法等を統一化するのが望ましい。

(2) 各地の運営指導の内容については、意見交換会や事例紹介などの適宜の方法を用いて県全体で情報を共有することが望ましい。

(3) 介護保険の運営指導の記録については、実際に運営指導を行う際に前回資料を確認することができるよう、少なくとも電磁的記録については保存期間を10年以上の期間に定めるなど、県全体で統一的な運用を行うことが望ましい。

(4) 高齢者の権利擁護のため、家族等の有無や家族等との関係性を考慮し、本人の意思確認がなされたか不明の場合には家族等に対して成年後見制度の利用を促すよう、老人福祉施設に助言することが望ましい。

5 介護事業者改善対策事業費

介護保険制度を適切かつ円滑に運営するため、介護従事者に対する各種研修を実施するとともに、適正な制度運営をサポートする事業や事業者・施設に対する指導監査を行うことにより、総合的に介護の質の確保・向上を図るもの（最終予算額7,577千円、決算額4,738千円）。

(1) 名称に「指導監査実施」という文言を入れるなど、集団指導、実地指導、監査の実施という具体的な事業目的に即した補助金名称に変更することが望ましい。

第2 岐阜地域福祉事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、岐阜圏域と呼ばれる地域の内、中核市である岐阜市を除く5市3町である。岐阜市を含む岐阜圏域は、岐阜県の南西部に位置し、6市3町からなり、面積は993.28㎢で、県全体の9.3%、人口は約79万人で、県全体の40.2%を占めている。

(2) 人口推計

岐阜圏域の総人口は、令和2年から令和32年までに14万8,698人減少するが、65歳以上人口は令和27年まで増加する見込みとなっている。

高齢者（65歳以上）及び後期高齢者（75歳以上）の総人口に占める割合は、県平均と比べると低いが、令和32年まで増加を続ける見込みである。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

岐阜圏域の要支援・要介護認定者数は、令和22年度まで増加を続け、その後ほぼ横ばいになると推計されている。

令和3年度と令和32年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護2の人（+2,172人）となっている。要介護度別の構成比では、要介護2の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

2 介護事業の状況

(1) 介護保険料基準額と介護サービス事業所数

(令和5年4月1日時点)

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
羽島市	6,000	60	7	67

各務原市	5,400	119	12	131
山田市	5,800	21	4	25
岐南町	6,290	24	1	25
笠松町	5,850	30	4	34
もとす広域連合	6,020	72	10	82
管内計	5,931 ²	326	38	364

3 適切な指導監督

(1) 介護保険法上の運営指導

ア 指定有効期間内に1度も指導が行われていない状況は認められない。その原因については、人員不足といった体制整備の問題も含まれていると考えられるところであり、先ずは、現状の遅れを速やかに取り戻すべく、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。

イ 文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行い、これまでの判断の事例等を整理して他の事例の参考にすることが望ましい。

ウ 文書指導にあたって必要なマニュアル等が作成されていない事業者に対して作成を指導する場合は、手本となるマニュアル等を示して対応を求めるのが望ましい。

エ 文書指導事項以外の、口頭による助言については、手書きのメモ以外に、運営指導結果の記録として明確に記録するのが望ましい。

オ 介護報酬において過失であっても不正請求においては、返還を求めることとなることと同じく、施設に対しては、必要以上に取得した利用料の返還を指導すべきである。

(2) 集団指導

ア 集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである【改善報告】。

(3) 資料の保管

ア 介護保険の運営指導の記録について、運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを中心に実施しているところ、県事務所等の多くは、保存期間を5年と定めているため、実際に運営指導を行う際に、前回資料が保管されない状況となっているところ、岐阜地域福祉事務所は10年と定めている【参考報告】。

(4) 通報に対する扱い

ア 通報に対する対応文書については、年の記載等正確な記載をするとともに、決裁を行っている場合は、決裁年月日を表示すべきである。

(5) 老人福祉法上の指導監査

ア 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

イ 指導監査結果報告書については、口頭指導の結果も含めた重要な記録であることから、指導監査を行っている以上、記録として残すべきである。

² 県平均

第3 西濃県事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、西濃圏域と呼ばれる地域の内、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町・輪之内町・安八町、2市6町である。西濃県事務所管内は、岐阜県の西南部に位置し、面積は約556.53㎢で、県全体の5.2%を占めている。

(2) 人口推計

揖斐県事務所管内を含む西濃圏域の総人口は、令和2年から令和32年までに10万6,049人減少するが、65歳以上人口はほぼ横ばいで推移する見込みである。

高齢者(65歳以上)及び後期高齢者(75歳以上)の総人口に占める割合は、令和32年まで増加を続け、令和12年以降は県平均と比べて高くなる見込みである。³

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

西濃県事務所の要支援・要介護認定者数は、令和22年度まで増加を続け、その後ほぼ横ばいになると推計されている。

令和5年度と令和32年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護3の人(+621人)となっている。

要介護度別の構成比では、要介護2の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

2 介護事業の状況

(1) 介護保険料基準額と介護サービス事業所数

(令和5年4月1日時点)

	保険料基準額(円)	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
大垣市	5,960	181	13	194
海津市	6,200	34	3	37
養老町	6,240	27	3	30
垂井町	6,150	21	5	26
関ヶ原町	6,100	7	1	8
安八郡広域連合	5,600	22	6	28
管内計	5,931 ⁴	292	31	323

3 適切な指導監督

(5) 介護保険法上の運営指導

ア 指定有効期間内に1度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。

イ 法令やガイドライン違反などが見つかった際、文書による回答が必要と判断される場合は文書指導として扱い、指導を受けた介護事業者に対し指導事実への回答を求めている。また、岐阜県介護サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準条例に違反する場合は文書指導、それ以外の助言については口頭指導を行っている。このような

³ 揖斐郡3町を含めた人口推計である。

⁴ 県平均

文書指導と口頭指導の区別については、次年度への引継ぎ事項として共有されている【参考報告】。

ウ データ復旧後、速やかに電磁的記録の確認が行われることが望ましい。

エ 運営指導結果報告書において、前回指摘事項が記載されており、さらに「前回指摘事項の確認」の欄が設けられていたものがあつた【参考報告】。

(6) 集団指導

ア 集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである【改善報告】。

(7) 資料の保管

ア 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回を前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。

第4 揖斐県事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、西濃圏域と呼ばれる地域の内、揖斐川町、大野町及び池田町の3町である。揖斐県事務所管内は、岐阜県の西北部に位置し、西は滋賀県、北は福井県と接し、総面積は876.43 km²（うち森林面積755.50 km²）で、県土面積の8.25%を占めている。

揖斐広域連合（上記3町）として、西濃圏域を構成する保険者の1つとして位置づけられている。

(2) 人口推計

揖斐県事務所管内を含む西濃圏域の総人口は、令和2年から令和32年までに10万6,049人減少するが、65歳以上人口はほぼ横ばいで推移する見込みとなっている。

高齢者（65歳以上）及び後期高齢者（75歳以上）の総人口に占める割合は、令和32年まで増加を続け、令和12年以降は県平均と比べて高くなる見込みである。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

揖斐県事務所管内の要支援・要介護認定者数は、令和17年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。

令和5年度と令和32年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護3の人（+9人）となっている。

要介護度別の構成比では、要介護1の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

2 介護事業の状況

(1) 介護保険料基準額と介護サービス事業所数

(令和5年4月1日時点)

	保険料基準額（円）	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
揖斐川町	6,000	22	5	27
大野町	6,000	28	4	32
池田町	6,000	26	4	30
管内計	5,931 ⁵	76	13	89

⁵ 県平均

3 適切な指導監督

(1) 介護保険法上の運営指導

ア 指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、6年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより6年に1度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、1年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、6年に1度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい【改善報告】。

イ 文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。

(2) 集団指導

ア 集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである【改善報告】。

(3) 資料の保管

ア 介護保険の事業者指導（運営指導）の記録については、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。

(4) 老人福祉法上の指導監査

ア 本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

イ 事業者が36協定を有効期間の始期よりも後に労働基準監督署に提出していたことについて、当該問題が労働基準法という「他法令」への違反の問題であること及びその違反について文書指導を行わなくても改善が見込まれることを考慮して、口頭指導としていた【参考報告】。

第5 中濃県事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、中濃圏域と呼ばれる地域の内、関市、美濃市及び郡上市の3市である。面積は1,620.09km²で、県全体の15.25%を占め、人口は約14万人で、県全体の7.16%である。

(2) 人口推計

可茂県事務所管内と合わせた中濃圏域の総人口は、令和2年から令和32年までに9万2,512人減少し、65歳以上人口はほぼ横ばいで推移する見込みとなっている。

高齢者（65歳以上）及び後期高齢者（75歳以上）の総人口に占める割合は、おおむね県平均と同じ割合で、令和32年まで増加を続ける見込みである。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

中濃県事務所管内の要支援・要介護認定者数は、令和22年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。令和5年度と令和32年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護1の人となっており、要介護1の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

2 介護事業の状況

(1) 介護保険料基準額と介護サービス事業所数

(令和5年4月1日時点)

	保険料基準額 (円)	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
関市	5,700	75	8	83
美濃市	5,400	19	2	21
郡上市	4,800	36	4	40
管内計	5,931 ⁶	130	14	144

3 適切な指導監督

(1) 介護保険法上の運営指導

ア 指導方法について、他の事務所との判断の違いをもたらさないよう、統一の基準で指導を行うことが望ましい。

(2) 集団指導

ア 集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである【改善報告】。

(3) 資料の保管

ア 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。

イ 定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである【改善報告】。

(4) 老人福祉法上の指導監査

ア 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

第6 可茂県事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、中濃圏域と呼ばれる地域の内、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町の2市7町1村からなり、面積は834.17 km²で、県全体の約8%程度、人口は約22万人で、県全体の11.2%を占めている。

(2) 人口推計

中濃圏域の総人口は、令和2年から令和32年までに9万2,512人減少し、65歳以上人口はほぼ横ばいで推移する見込みとなっている。

高齢者(65歳以上)及び後期高齢者(75歳以上)の総人口に占める割合は、県平均より高く、令和32年まで増加を続ける見込みである。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

可茂圏域の要支援・要介護認定者数は、令和17年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。令和5年度と令和32年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護1の人となっており、要介護1の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

2 介護事業の状況

(1) 介護保険料基準額と介護サービス事業所数 (令和5年4月1日時点)

	保険料基準額 (円)	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
美濃加茂市	5,600円	258	5	263
可児市	5,700円	390	9	399
坂祝町	5,200円	26	1	27
富加町	5,500円	18	2	20
川辺町	4,500円	27	1	28
七宗町	6,100円	20	1	21
八百津町	5,000円	43	2	45
白川町	5,500円	24	1	25
東白川村	4,700円	7	1	8
御嵩町	6,640円	51	1	52
管内計	5,931円 ⁷	864	24	888

3 適切な指導監督

(1) 介護保険法上の運営指導

ア 指摘事項については、文書指導や口頭指導の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。

(2) 集団指導

ア 集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである【改善報告】。

(3) 資料の保管

ア 前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。

イ 定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである【改善報告】。

ウ 保存期限が経過し、保管の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。

(4) 指導結果の記載の誤り

ア 文書の記載について、正確に処理すべきである。

(5) 前回と同様の指導

ア 2回連続で同一の指導がなされた場合には、翌年に再提出をさせる方法や、数か月後に再度指導を実施するなどの近い時点での再確認を行うことが望ましい。

(6) 指導への対応に対する確認

ア 指導した点が改善したことまで資料に基づいて確認することが重要であり、改善状況についての写真等の提出を求めることが望ましい。

(7) 提出資料の不備

ア 施設から提出された資料の内容確認を正確に行うべきである。

⁷ 県平均

(8) 運営指導の実施方法

- ア 口頭指導についても、指導書に記載し、意味合いを説明している。【参考報告】
- イ 指導の際に、担当者においても自己点検シートのコピーを利用して、指導を実施しており、確認の漏れが生じにくい方法を採用している。【参考報告】
- ウ 指導記録内に指導結果を添付している。【参考報告】

(9) 老人福祉法上の指導監査

- ア 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

第7 東濃県事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、東濃圏域と呼ばれる地域の内、多治見市、瑞浪市及び土岐市の3市である。西、南は愛知県、北は可児市、可児郡及び加茂郡、東は恵那市に接している。総面積は382.13km²で県全体の3.6%、人口は約19万5千人（令和4年3月1日時点）で県全体の約10%を占めている。

(2) 人口推計

恵那県事務所管内と合わせた東濃圏域の総人口は、令和2年から令和32年までに10万5,340人減少し、65歳以上人口も令和2年以降減少していく見込みである。

高齢者(65歳以上)及び後期高齢者(75歳以上)の総人口に占める割合は、県平均より高く、令和32年まで増加を続ける見込みである。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

東濃県事務所管内の要支援・要介護認定者数は、令和22年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。令和5年度と令和32年度を比較すると、最も認定者数が増加すると推計されるのは要介護4の人となり、要介護1の人、要介護3の人と続く。

2 介護事業の状況

(1) 介護保険料基準額と介護サービス事業所数

(令和5年4月1日時点)

	保険料基準額(円)	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
多治見市	5,950	111	11	122
瑞浪市	5,090	43	5	48
土岐市	6,200	62	4	66
管内計	5,931 ⁸	216	20	236

3 適切な指導監督

(1) 介護保険法上の運営指導

- ア 指定有効期間内の6年間1度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の

⁸ 県平均

実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。

イ 指摘事項については、口頭指導とその他指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい【改善報告】。

ウ 県庁及び他の県事務所等と指導内容について情報共有することが望ましい。

エ 記録の内容から身体的拘束が発見され、入所者の1割が身体的拘束を受けていることが判明した場合は、文書確認のみにとどめるのは妥当ではなく、聞き取り等を踏まえ事実関係を慎重に確認し、法令違反が確認される場合は、運営指導から監査に変更して事実関係を確認することも検討することが望ましい。

(2) 集団指導

ア 集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである【改善報告】。

(3) 資料の保管

ア 前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。

イ データも文書であり、5年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。

(4) 老人福祉法上の指導監査

ア 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

第8 恵那県事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、東濃圏域と呼ばれる地域の内、中津川市・恵那市の2市である。管内は、岐阜県の東南端に位置し、総面積は1,180.57 km² (内937.34 km²、79.40%が山林)で県土のおよそ11%を占めている。

(2) 人口推計

東濃県事務所管内と合わせた東濃圏域の総人口は、令和2年から令和32年までに10万5,340人減少し、65歳以上人口も令和2年以降減少していく見込みである。

高齢者(65歳以上)及び後期高齢者(75歳以上)の総人口に占める割合は、県平均より高く、令和32年まで増加を続ける見込みである。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

恵那県事務所管内の要支援・要介護認定者数は、令和22年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。令和5年度と令和32年度を比較すると、要支援度・要介護度別のいずれの区分の認定者も減少し、全体の要支援・要介護認定者数も1,122人減少すると推計されている。

2 介護事業の状況

(1) 介護保険料基準額と介護サービス事業所数

(令和5年4月1日時点) ※休止中を含む

	保険料基準額 (円)	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
中津川市	5,800	79	11	90
恵那市	5,950	63	8	71

管内計	5,931 ⁹	142	19	161
-----	--------------------	-----	----	-----

3 適切な指導監督

(1) 介護保険法上の運営指導

ア 運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより6年に1度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、1年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、6年に1度の頻度で運営指導が実施できるようにすることが望ましい。

イ 新型コロナウイルス感染症のように、年に数回、感染拡大と感染の収束を繰り返すような傾向が見受けられる場合は、そのような傾向を踏まえて計画を立て直し、定められた頻度で運営指導が実施できるよう努め、県事務所単位で計画の遂行が困難な場合は、県庁や他の県事務所から応援を受けるなどして一時的に人員を増やすことが望ましい【改善報告】。

ウ 指摘事項については、文書指導、口頭指導等の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。

(2) 集団指導

ア 集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである【改善報告】。

(3) 資料の保管

ア 前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。

イ データも文書であり、5年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである【改善報告】。

(4) 老人福祉法上の指導監査

ア 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

第9 飛騨県事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管轄の範囲は、飛騨圏域と呼ばれる、高山市、飛騨市、下呂市、白川村の3市、1村である。飛騨圏域は、岐阜県の北部に位置し、面積は4177.99 km²で、県全体の40%を占め、人口は約13万人で、県全体の6.8%を占めている。

(2) 人口推計

飛騨圏域の総人口は、令和2年から令和32年までに5万7,751人減少し、65歳以上人口も令和2年以降減少していく見込みとなっている。

高齢者(65歳以上)及び後期高齢者(75歳以上)の総人口に占める割合は、県平均より高く、令和32年まで増加を続ける見込みである。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

飛騨圏域の要支援・要介護認定者数は、令和17年度まで増加を続け、その後減少傾向になると推計されている。

令和5年度と令和32年度を比較すると、最も認定者数が増加するのは要介護4の人

⁹ 県平均

となり、要介護1の人が占める割合が高くなる傾向が続く見込みとなっている。

2 介護事業の状況

(1) 介護保険料基準額と介護サービス事業所数

(令和5年4月1日時点)

	保険料基準額 (円)	居宅サービス事業所数	介護保険施設数	左記の合計
高山市	5,750	94	11	105
白川村	5,900	1	0	1
飛騨市	5,710	18	4	22
下呂市	4,600	31	6	37
管内計	5,931 ¹⁰	144	21	165

3 適切な指導監督

(1) 介護保険法上の運営指導

ア 運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより6年に1度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、1年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、6年に1度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい【改善報告】。

イ 指摘事項については、文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。

ウ 指摘事項以外の、助言事項については、手書きのメモ以外に、助言内容をまとめた、明確な記録を残すのが望ましい。

(2) 集団指導

ア 集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである【改善報告】。

(3) 資料の保管

ア 前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。

イ 定めた保存時間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間延長の手続きを行うべきである。

ウ 保存期間が経過し、保管の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。

(4) 老人福祉法上の指導監査

ア 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。

(5) 事故報告

ア 同様の指導が繰り返される場合やそれが利用者の心身の安全に関わる事柄については、前回の指導から次の指導までの間に事故がなかったかなどを確認し、事業者に対し、より積極的な運営指導を行うことが望ましい。

¹⁰ 県平均

第4章 地域医療介護総合確保基金積立金に関する事業

本章では、前述のとおり、ここ5年間で大きく増大している地域医療介護総合確保基金に関する事業について、整理して報告する。

1 地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）

本事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図るために、岐阜県が作成した計画（医療介護総合確保促進法に基づく岐阜県計画）に基づき事業を実施するため、毎年度作成される事業計画に合わせて基金を積み立てるもの（最終予算額903,828千円、決算額852,077千円、新型コロナ分¹¹：最終予算額78,013千円、決算額78,013千円）。

地域医療介護総合確保基金の対象となる事業は、医療分と介護分に分類されるが、本監査で対象とした介護分に関しては、主に、「介護施設等の整備に関する事業」と「介護従事者の確保に関する事業」が対象とされている。

地域医療介護総合確保基金に関連する事業全体に関して、監査人としての監査の結果は、以下のとおりである。

（1）地域医療介護総合確保基金の財源が国の3分の2の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、活用を図ることは重要であるが、常に、経済性の観点からの検証を行い、費用対効果を意識した予算の活用かを見直すことが望ましい。

（2）地域医療介護総合確保基金に基づく事業のうち、執行率が低い事業については、より有効な予算の活用や周知等の見直しを行うことが望ましい。

2 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設整備分）

地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とし、特別養護老人ホーム等を始めようとする民間事業者及び市町村に、施設整備の費用を補助するもの（最終予算額462,000千円、決算額79,192千円）。

（1）変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反することのないよう、交付決定通知書送付後にも適宜案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。

3 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（開設準備分）

地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とし、特別養護老人ホーム等を始めようとする民間事業者及び市町村に、開設前の準備に用いる費用を補助するもの（最終予算額143,000千円、決算額53,990千円）。

（1）収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

¹¹ 予算上の細々事業別には、「地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）」と「地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）（新型コロナ分）」に分けられているが、後者は新型コロナウイルス感染症に対応する事業を推進するため基金に積み立てるものである。

4 高齢者施設等感染症拡大防止対策事業費補助金

高齢者施設等における集団感染防止対策（①簡易陰圧装置設置、②多床室の個室化改修、③ゾーニング環境等の整備）に要する経費を補助するもの（最終予算額 77,604 千円、決算額 74,396 千円）。

5 介護人材育成事業者認定制度実施事業費

本事業は、介護人材育成事業者認定制度の運用と啓発のために、県内の教育機関、事業所及び広く一般県民に対する制度の周知を実施し、委託先が窓口となって、認定申請を受付、認定審査作業等を実施する事業。この他、県が窓口となって、介護事業者が認定取得に要する福祉サービス第三者評価の受審に要する経費を補助している。（最終予算額 21,038 千円、決算額 18,562 千円、この内、補助金分：最終予算額 500 千円、決算額 100 千円）。

岐阜県介護人材育成事業者（ぎふ・いきいき介護事業者）認定制度とは、岐阜県が、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組む介護事業者を「ぎふ・いきいき介護事業者」として認定・公表し、介護事業者の介護人材確保を支援する制度のことである。

（１）他県の取組なども国を通じて情報収集を行いながら、具体的な効果検証を行い、事業の有効性を高める取組を行うことが望ましい。

（２）経費の減少が可能であれば委託契約の全体金額の見直しを図るか、より多くの事業者に対する認定支援を実際に行い、申請件数の増大を目指して、委託費に見合った活動を求めるべきである。

（３）認定証授与式については、これまでどおりの事業では効果が乏しいのであれば、再度プロポーザル方式の活用なども行い、実益のある事業になるよう工夫すべきである。

（４）各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。

（５）事業の委託契約について、担当課の認識は、本来担当課として予定していた契約内容とは異なる形式の契約書を作成したことを意味することから、速やかに、認識に沿った契約書の作成を行うべきである。

（６）確定契約を想定する各課が、認識と合致しない契約を締結しないよう、概算契約、単価契約といった他の契約形態もあり得ることを整理し、業務委託契約書のひな形を整理するべきである。

（７）委託業務完了届を受領した段階で、收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

（８）当初の見積と大きな乖離のある精算報告書が提出された際は、その原因やその内訳を確認し、契約内容にしたがって、精算金額が契約金額を下回っていないかどうかを確認すべきである。

（９）岐阜県介護人材育成事業者認定制度においてグレード 1 認定事業者として認定を受けることのメリットを周知し、積極的な活用を促すのが望ましい。

6 アセッサー講習受講支援事業費補助金

事業所・施設内で職業能力の評価を行う「アセッサー」の養成の講習受講料につき 1 人あたり 1 万円を補助するもの（最終予算額 250 千円、決算額 160 千円）。

（１）キャリアアップの仕組みが、介護職員のモチベーションアップだけでなく、介護職員の給与や手当に反映されているか否かという観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。

7 介護人材確保・育成支援事業費

介護人材の確保と介護サービスの質の向上を図るため、岐阜県福祉人材総合支援センターに、①介護人材参入促進事業（小・中学生とその保護者を対象としたオンラインでの福祉の仕事に関する職場体験会の実施）、②介護職員資質向上支援事業（介護サービス事業所で従事する介護職員の研修参加費の一部助成）③イメージアップ事業（福祉の仕事の魅力を伝える体験イベントの開催や中学生向けガイドブックの作成）、④サポートダイヤル事業（介護職員の間人関係や業務内容等に対する悩みなどの相談に対応するアドバイザーの配置）、⑤介護福祉士等登録制度普及促進等事業（介護福祉士届出制度の登録者に向けた福祉人材総合支援センターのイベントや求人・各種制度の情報提供、届出者で離職中の人を対象にした再就職に向けた知識等の習得を支援するための研修受講料助成）を委託する事業（最終予算額 20,692 千円、決算額 18,544 千円）。

8 介護人材確保・育成支援事業費補助金

介護職員の確保・定着を支援するために、職場体験・セミナー、各種研修等実施にかかる費用を補助するもの（最終予算額 53,050 千円、決算額 45,291 千円）。

（1）1 回当たりの講師費用の上限を定めていないことも含め、事業実施計画書に記載された研修の内容に照らし、費用対効果を検証することが望ましい。

（2）交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。

（3）事業実施計画書の作成においては、講師、時期、回数、会場などの研修内容や研修による効果を具体的に記載させ、誠実に補助事業を履行するよう指導していくことが望ましい。

9 介護人材総合情報サイト運営事業費

介護の仕事に対するイメージアップや理解促進を図るため、介護業界で活躍する人や岐阜県介護人材育成事業者認定制度の認定事業者による職場環境改善の取り組みの紹介、介護人材確保に向けた支援情報、イベント情報などを発信するポータルサイトを運営する。また、PR の一環として X（旧：Twitter）を活用し、サイトの対象者である学生・若年層に情報をより効果的に発信していく事業（最終予算額 10,279 千円、決算額 9,279 千円）。

令和 5 年度は、岐阜県介護情報ポータルサイト運営等委託業務を、サンメッセ株式会社に対し、927 万 8940 円（税込み）で業務委託している。

（1）事業費積算につき、価格設定の内訳を見直して、本来的に必要な金額であるかどうかを検討し、見直しが可能であればより有益な支出となるよう委託内容を再検討するべきである。

10 介護職員初任者研修等支援事業費補助金

県内において訪問介護等の居宅サービス等の事業を行う法人に介護職員初任者研修、生活援助従事者研修の費用を補助するもの（最終予算額 8,355 千円、決算額 7,863 千円）

（1）社会福祉法人の受講料については、課税・非課税の扱いに誤りがないかについて注意を促すのが望ましい。

11 外国人介護人材受入環境整備事業費

外国人介護労働者の受入れ体制の構築や外国人・日本人介護労働者が共に働きやすい環境の整備を促進するために、セミナーの開催や相談窓口の設置を中部学院大学に委託する事業（最終予算額4,051千円、決算額3,023千円）。

（1）電話による相談窓口を継続するならば、開設日を限定したりAIによる電話業務の自動化を進めたりするなどの効率化を図ることが望ましい。

12 介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金

外国人介護人材の確保及び育成を図るため、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の、日本語学校に係る学費及び居住費等に対する奨学金として、介護サービス事業者に対して補助するもの（最終予算額1,236千円、決算額1,206千円）。

（1）変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないように、期限近くなった際に注意を促す案内を出し変更申請書提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。

13 外国人介護人材マッチング支援事業費

県内介護施設への就労や介護福祉士養成施設への留学を希望する外国人人材と、県内介護施設・介護福祉士養成施設とのマッチングに繋げるため、県内介護施設等と現地関係機関等との相互の情報提供、就労・留学候補者に対する説明会・県内介護施設等との面談を実施する事業（最終予算額5,521千円、決算額5,081千円）。

令和5年度は、県内施設に外国人介護人材を紹介した実績を有する受入れ団体等の中から、優良受入団体を6団体選定・推薦。受託事業者がインドネシアにおいて、送出し機関3施設の視察・見学及び岐阜県の外国人介護人材の受入れ状況等に関する説明・PRを実施。インドネシアの視察結果の報告や、優良受入団体と事業者との相談会を開催し、27名が参加。

（1）海外渡航以外にマッチング支援につながる活動を推進するのが望ましい【改善報告】。

14 外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金

県内の介護施設等において、介護職種の外国人技能実習生及び介護分野における特定技能外国人の受入れを行う介護事業者が行う日本語学習に係る経費に対する補助を行うもの（最終予算額545千円、決算額522円）。

令和5年度は、7名の事業者に対し補助を行い、17名の技能実習生及び特定技能外国人の日本語学習を支援している。

（1）当初予算を前提とした執行率は低いと評価せざるを得ず、当初予算の積算が不十分であるか、補助金の認知度が不足している可能性があるため、補助金がより活用されるようにするよう工夫することが望ましい。

（2）事業実績報告書など岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱7条第1項に定める様式を用いるよう指導をするべきである。

（3）事業実績報告書につき、記載例を示すなどして、補助対象事業者に対し、具体的な記載を行うよう指導するべきである。

（4）利用しやすさを検討し、不要な報告となっている部分があれば事業実績報告書の様式を見直すのが望ましい。

（5）交付条件にかかる事項については、要綱において記載することが望ましい。

15 ぎふケアパートナー育成推進事業費

介護の担い手のすそ野を拡大するとともに、介護職員の負担軽減を通じた介護人材の確保につなげるため、ケアパートナー育成推進事業説明会の開催、介護に関する入門的研修の開催、ケアパートナー就労マッチングを行う事業（最終予算額 5,514 千円、決算額 5,470 千円）。

令和 5 年度は、株式会社ソラストに業務委託を行っており、業務委託費 546 万 7 千円（税込み）である。令和 5 年度の実績として、入門的研修の修了者 46 名、うち 15 名が介護助手受け入れ事業者での就労を行い、求職活動中が 4 名となっている。

（1）現在のように参加者が低調な状況が続くのであれば、事業の在り方自体も含め、事業費として効率的に使用されるように予算の活用方法を検討することが望ましい。

16 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金

介護人材の確保、定着を図るために、介護福祉士養成施設修学者と実務者研修施設修学者の修学資金の貸付支援と、離職した介護実務経験者が再び介護職員として就職する際に必要な費用（再就職準備金）の貸付支援の事業を補助するもの（最終予算額 2,500 千円、決算額 951 千円）。

令和 5 年度の実績は、介護福祉士等修学資金は、貸付件数が 357 件（うち実務者研修が 257 件）、貸付決定額が 2 億 1,360 万 1 千円（うち実務者研修が 3,576 万 3 千円）。介護職員等再就職準備金は、令和 5 年度は、貸付件数が 11 件、貸付決定額が 339 万 5 千円。

（1）既に交付した補助金の残高や償還収入を見越した予算額の算定をすべきである。

（2）非常に経済的なメリットがあるにもかかわらず執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。

（3）借用証書作成の前に、借受人及び連帯保証人に契約の前提となる貸付規程を交付するだけでなく、従来どおり借受人や保証人が契約内容を把握できる貸付の手引きを交付するのが望ましい【改善報告】。

（4）どのような目的の支出であっても岐阜県社会福祉協議会の裁量で貸付を実施できてしまうことが可能と評価されかねない。再就職のために新たに必要な物を購入する場合にのみ貸付を認めるものであれば、規程や補助金交付要綱等の一定の基準を定めることが望ましい。

（5）申請においては、申請者が車両の買い替えではないことを誓約させる誓約書を提出させるなどの不正請求を防止する措置を準備するのが望ましい。

（6）主債務者が行方不明になるなどにより連帯保証人のみとのやり取りしかできない場合は、主債務者に対する訴訟を検討するなど、債権管理のルールを見直すべきである。

（7）貸付規程を遵守するために、主債務者に連絡し、変更届を提出させるべきである。

17 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】

介護人材の確保、定着を図るため、福祉系高校在学者の修学資金の貸付支援と、他業種で働いていた方等が介護職員として就職する際に必要な費用（就職支援金）の貸付支援の事業を補助するもの（最終予算額 10,255 千円、決算額 5,890 千円）。

令和 5 年度の実績は、福祉系高校修学資金の貸付件数が 5 件、貸付決定額が 159 万円であった。介護分野就職支援金は貸付件数が 9 件、貸付決定額が 98 万 8 千円であった。

（1）概算払いを分割して払うのであれば、分割払いの可能性がある旨や一定金額を超えた場合は分割払いとするという内容を要綱に明記することが望ましい。

(2) 非常に経済的なメリットがありながら、執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。

18 介護事業所等サービス継続支援事業補助金

介護サービス事業所・施設等が、新型コロナウイルス感染症発生の影響下においても、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時には想定されないかかりまし経費等に対して補助するもの（最終予算額 834,000 千円、決算額 827,012 千円）。

令和6年度介護報酬改定において、「高齢者施設等感染対策向上加算」、「新興感染症等施設療養費」が新たに設けられるため、本補助金は廃止されることとなる。

19 介護支援専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分）

介護支援専門員等に対する法定研修を実施する指定研修実施機関が、法定研修を開催するため、新型コロナウイルス感染症の感染防止に要する経費について、補助するもの（最終予算額 1,400 千円、決算額 997 千円）。

(1) 通常期限経過の補助金交付申請は受け付けないことも考えられるため、申請期限を遵守させるべきである。

(2) 提出された実績報告書には、收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

20 介護事業所内保育施設運営費補助金

介護職員の育児支援のための環境整備を行い、職員の離職防止を図るために、介護事業所内保育施設運営事業を行うために必要な保育士等の人件費、委託料を補助するもの（最終予算額 14,348 千円、決算額 13,512 千円）。

(1) 当該補助金の有効性の判断においては、事業所内の総職員数、職員の世代別人数、保育施設利用職員数などの基礎データを基に検証を行うことが望ましい。

21 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補

経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の円滑な就労・研修を支援するため、①日本語学習及び介護分野の専門知識の学習の実施並びにこれらの学習環境の整備、②喀痰吸引等研修の実施、③研修担当者の活動を行う外国人介護福祉士候補者受入施設に対し、その経費として補助するもの（最終予算額 15,773 千円、決算額 14,822 千円）。

(1) 予算執行率が当初予算に対して低いと思われる。適正な予算額を算定できるよう、算定方法を検討し、予算額が適切であるならば、補助金活用のための施策を講ずることが望ましい。

(2) 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないように、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。

22 福祉人材確保・育成・定着推進事業費

福祉分野の仕事への理解とイメージアップを図ることによる人材の確保・定着のため、県内の福祉施設で働いている職員や福祉系の大学へ通う学生、福祉教育に携わっている教員等を構成員とした委員会を運営し、イメージアップを目的とした企画（SNSを活用した福祉の仕事魅力発信等）を実施する事業（最終予算額 2,200 千円、決算額 1,495

千円)。

23 福祉・介護人材マッチング支援事業費

福祉人材を確保するため、岐阜県福祉人材総合支援センターにおいて、求職者に対する福祉分野の就職相談事業や県内の大学・高等学校・中学校を訪問して学生や教諭を対象とした福祉の仕事に関する説明会の開催等をする事業（最終予算額 27,437 千円、決算額 25,543 千円）。

24 成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金

日常生活自立支援事業の強化及び成年後見の推進を図ることにより判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、岐阜県社会福祉協議会が行う事業に要する経費に対し補助するもの（最終予算額 13,874 千円、決算額 13,874 千円）。

(1) 補助金の分かり易さや検索しやすさのため、予算上の補助金名と、要綱上の補助金名の名称は揃えることが望ましい。

(2) 今回の補助額 1,387 万 4 千円の全額が当年度に支援する必要があったか、検討することが望ましい。

(3) 人件費の減少分を印刷費に転用することによって決算額を調整した疑いが残る。利益を留保するための予算転用とも考えられるため、転用の正当性について、慎重に調査することが望ましい【改善報告】。

25 福祉の仕事就職フェア開催費

福祉人材の確保に繋げていくことを目的として県内の福祉事業者が一堂に集まる就職フェアを行うための事業費であるところ、従前「福祉の仕事就職総合フェア」を開催していたが参加者が少なかったため、「オール岐阜・企業フェス」に福祉分野の法人を組み込んで開催することとなり、当該フェスの開催費として使用されている（最終予算額 5,050 千円、決算額 5,013 千円）。

(1) 地域福祉課におかれては、福祉分野独自でのフェスの効果測定を行い、福祉分野にとってよりよい効果が得られるフェスとなるよう、提案を行うなどすることが望ましい。

(2) 一般開催日についても、より訪問者を増やすための努力、出展企業側が満足できるための方策を検証し続けることが望ましい。

(3) 公募型プロポーザル方式について、より多くの応募者を得るために、広報に力をいれるなど、複数者からの応募と提案を得られるよう募集方法を工夫することが望ましい。

26 認知症地域医療人材育成事業費

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の大幅な増加に対応するため、①早期発見・早期対応のための体制構築、②地域における本人・家族への支援体制構築のために、認知症に適切に対応できる医療人材を育成することを目的に、一般社団法人岐阜県医師会（以下「岐阜県医師会」という。）等に委託し、認知症サポート養成研修等を実施する事業（最終予算額 9,065 千円、決算額 9,008 千円）。

(1) 医師以外の研修受講者数が少なく、医師以外の受講者がより増えるように委託先に工夫を求めることが望ましい。

(2) 認知症サポート医等フォローアップ研修について、本来求めるべき研修が短時間で実施可能であれば、大規模な予算を確保することなく、必要な範囲での研修となるよ

う予算の積算根拠等を見直し、最低限の時間などを設定し、費用に見合う研修となるよう再考すべきである。

(3) 認知症サポート医等フォローアップ研修について、受託者との間で、開催方法等についてより経済的且つ効率的な実施に向けての協議を行うのが望ましい。

(4) 積算と実績に大きな乖離がある場合、同じ委託内容での委託を行うときは、積算内容を精査するか、受託者側計画などの見直しを求めるのが望ましい。

(5) 契約の履行を確認するためにも、具体的な研修内容を受託者である岐阜県医師会と協議し、目標人数などを定めることが望ましい。

(6) 各事業の業務実績報告書の完了届について、收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

(7) 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修は、細かい経費の支出まで領収書を添付して報告している【参考報告】。

(8) 見積と大きく異なる内容の報告がなされた場合においては、適切な費用支出であるかどうかについて、資料を提出させ検査すべきである。

(9) 緊急事態宣言が予測される同種の状況下における契約の在り方について対応方針を検討すべきである。

27 認知症サポート体制整備事業費補助金

医師を中心に認知症ケアに携わる医療・福祉・介護などの関係職種間のネットワークを構築し、認知症のサポート体制の整備を図る事業（県内2圏域で開催している認知症サポート体制構築会議の開催）に要する経費を補助するもの（最終予算額 1,700 千円、決算額 1,651 千円）。

第5章 その他の介護に関する事業

第1 高齢福祉課が所管する補助金・事業費

1 高齢福祉課の概要

高齢福祉課は高齢者福祉政策を担っており、主な業務内容は、高齢者安心計画、高齢者の健康・生きがいづくり及び社会参加、高齢者の福祉施設の整備、高齢者福祉施設に係る社会福祉法人の認可、介護保険、介護人材の確保、高齢者の居宅における介護、高齢者の介護予防・地域支援事業、介護職員等の研修などである。

令和5年度の一般会計の予算額は356億1,190万1,475円、決算額は337億1,198万3,245円である。

(1) 定期監査資料の内容は正確に記載すべきである。

2 軽費老人ホーム事務費補助金

社会福祉法人(施設設置者)、社会福祉法第62条第2項の規定により都道府県知事の許可を受けた法人に対し、①軽費老人ホームの入所者が「支払うべき事務費」の一部を入所者の所得に応じて、施設が減免をした場合に、その減免した額を施設に対し補助するとともに、②事業者が介護職員の賃金改善を図るための賃金等を支払った場合、その経費に対し補助するもの(最終予算額553,633千円、決算額525,970円)。

令和5年度実績としては、27施設(利用定員950人)に対し、5億2,597万306円の補助金の交付がなされている。

(1) 要綱に従い、適正な提出期限までに、完成した実績報告書を提出させるよう運用を改めるのが望ましい【改善報告】。

(2) 「実績報告書添付書類一覧表」の注意事項に従い、原本証明の記載のある資料を提出させるべきである。

3 老人福祉施設等整備費補助金

町村並びに社会福祉法人及び医療法人その他法令で老人福祉施設等の設置が認められている法人に対し、定員30人以上の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院の整備に要する経費を補助するもの(最終予算額93,000千円、決算額0円)

(1) 市町村計画に沿っての予算確保であることからして、市町村の計画について変更がないかを十分に確認し、当初予算段階で不要な予算確保とならぬように、計画的な予算確保を行うようにするのが望ましい。

(2) 単なる施設整備のみに補助する以外の予算の有効活用も検討するのが望ましい。

(3) 当該補助金については、開設後3か月、6か月及び1年を経過した日における入所者数の報告を求めることとしているが、補助金の有効性を確認する取組として参考になる【参考報告】。

4 高齢者施設等防災・減災対策等補助金

高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染防止対策を推進するための整備事業の実施により防災体制等を強化することを目的として、①非常用自家発電・給水設備整備事業、水害対策強化事業、②ブロック塀等改修整備事業、③スプリンクラー設備等整備事業に補助するもの(最終予算額140,859千円、決算額113,693千円)。

令和5年度は、非常用自家発電設備整備事業で、4施設に対して、1億1369万3000円を補助したものである。

(1) 入札が行われているのであれば、入札の参加通知、入札書、受領書などの各書類の作成が行われているはずであるから、入札が行われた事実確認のため、各書類の徴求を行うべきである。

5 高齢者施設等防災・減災対策等補助金（新型コロナ分）

高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染防止対策を推進するための整備事業の実施により防災体制等を強化することを目的として、換気設備設置事業に補助するもの（最終予算額 9,268 千円、決算額 0 円）。

令和 5 年度は、補助金交付実績はない。

6 介護サービス改善対策事業費

利用者が適切に事業者を選択することを支援するために、介護保険法・老人福祉法の定める介護サービス情報の公表制度を実施するとともに、事業者・県民に対し制度の普及・理解を図る事業（最終予算額 7,007 千円、決算額 6,711 千円）。

県は、岐阜県社会福祉協議会を指定情報センターとして指定し、業務を委託している。岐阜県社会福祉協議会が厚生労働省の運営する介護サービス情報公表システムに情報を提供する業務を行っている。

(1) 委託先において事業の遂行が適切になされているか確認し、報告がなされていない施設については県事務所等へ情報提供を行うなどにより、適切に施設への指導を行うべきである【改善報告】。

(2) 名称に「介護サービス情報公開」という文言を入れるなど、介護サービス利用者等に向けて介護サービス等の情報を公開するという事業目的に則した補助金名称に変更することが望ましい。

7 苦情処理体制整備助成事業費補助金

介護サービスの質の確保及び向上を図ることを目的として、岐阜県国民健康保険団体連合会において、迅速・的確に利用者等からの苦情に対応し、公平・中立な立場から事業者に対して指導・助言を行えるよう、苦情処理の体制整備の経費について補助するもの（最終予算額 6,745 千円、決算額 6,745 千円）。

8 高齢者権利擁護センター設置事業費

高齢者を虐待という権利侵害から守り、安定した生活を送ることができるよう、岐阜県高齢者権利擁護センターを設置し、その運営を一般社団法人岐阜県社会福祉士会に委託する事業（最終予算額 6,716 千円、決算額 6,713 千円）。

9 社会福祉法人利用者負担軽減措置費補助金

①社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービス費用の利用者負担額軽減及び②離島等の特別地域において訪問系サービスを利用する場合、他地域と比べて利用者負担が増加するためその負担軽減に対し補助するもの（最終予算額 5,006 千円、決算額 3,132 千円）。

10 介護予防専門職派遣事業費補助金（国補）

介護予防の推進を図るため、市町村へ知事が定める介護予防専門職を派遣する法人に地域支援事業等を実施する市町村への介護予防専門職の派遣に必要な経費を補助するもの（最終予算額 2,395 千円、決算額 2,374 千円）。

11 介護福祉士実務者養成施設 I C T 導入事業費補助金

デジタル技術を活用した高度な教育環境を実現するための環境が未整備の介護福祉士実務者養成施設に対して、実施に必要なとなるネットワーク整備及び機器購入等に係る経費を補助するもの（最終予算額 1,995 千円、決算額 1,995 千円）。

（１）前年度におけるニーズ調査の結果を踏まえながら、I C T 機器等の導入状況や必要性、導入計画を立てるに当たり支障となり得る事情を考慮し、事業の周知方法について再度検討するのが望ましい。

（２）事業評価調書には、当該補助金に対応した正しい内容を記載すべきである。

12 介護予防推進指導者養成研修事業補助金（国補）

介護予防の推進に必要な人材を育成するため、県内のリハビリテーション関係団体が行う介護予防とフレイル対策の実施に関して、これらを推進する指導者を要請するための研修に対して補助するもの（最終予算額 1,499 千円、決算額 1,474 千円）。

13 障がい者ホームヘルプサービス利用者支援措置費補助金

低所得世帯であって障がいホームヘルプサービスを利用した者への利用者負担を軽減するために、介護保険の保険者である市町村や広域連合に対して補助するもの（最終予算額 25 千円、決算額 0 円）。

14 高齢者施設等物価高騰対策交付金¹²

物価高騰により著しい影響を受ける介護保険施設、居宅サービス事業を行う事業所、地域密着型サービス事業を行う事業所及び福祉施設の負担を軽減するため、指定介護保険サービス事業者等に対し、事業者等が支出する光熱水費、燃料費、食材料費等の物価高騰に係る上昇分について、事業種別ごとに設定された金額を交付するもの（最終予算額 1,207,910 千円、決算額 1,083,846 千円）。

15 介護ロボット導入促進事業費補助金

介護に携わる人にとって働きやすい職場環境を構築し、介護人材の確保及び介護サービスの質の向上を図るため、介護ロボットの導入及び見守りを目的とする介護ロボットの導入に伴う通信環境の整備に要する経費を補助するもの（最終予算額 225,930 千円、決算額 220,113 千円）。

（１）事業実績報告書の受領した日に収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

16 介護事業所における I C T 導入支援事業費補助金

介護事業所における職員の負担軽減、業務の効率化及び介護サービスの質の向上を図るため、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者に、補助金を交付するもの（最終予算額 194,287 千円、決算額 158,727 円）。

令和 5 年度においては、177 事業所に対し、296 件の補助が実施されている（介護ソフトの導入 177 件、タブレット端末導入 76 件、W i - F i 導入 28 件、その他インカム

¹² 細々事業名では「高齢者施設等物価高騰対策交付金（食材料費）」、「高齢者施設等物価高騰対策交付金（光熱費）」、「高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（食材料費）」、「高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（光熱費）」の 4 つに分かれている。

等 15 件)。本補助金の交付の成果として、補助対象事業者から、文書量が減少した、記録や情報共有の時間短縮・負担軽減となった、などの I C T 導入報告がなされている。

第 2 地域福祉課が所管する補助金・事業費

1 地域福祉課の概要

地域福祉課は、地域福祉の推進と生活保護及び恩給援護の適正な実施、福祉人材の育成、確保事業を行っている。地域福祉課の、令和 5 年度の同課の課題としては、「地域福祉の推進」、「生活保護制度の適正な運用」、「生活困窮者自立支援法に基づく支援の積極的な実施」を課題とし、介護事業のみならず広く地域福祉の課題を捉えている。

令和 5 年度の一般会計の予算額は 37 億 739 万 7,819 円、決算額は 34 億 6,421 万 8,183 円である。

2 愛のともしび基金事業費補助金（施設整備）

県民からの寄附金を財源とし、社会福祉法人、福祉 NPO、ボランティア団体など、営利を目的としない団体が行う地域福祉活動に対して補助するもの。

愛のともしび基金事業は、県民からの善意の寄付金を財源として、社会福祉法人や福祉 NPO などの非営利団体が行う地域福祉活動に対して補助する事業である。

県民からの寄付金は、令和 5 年度は約 13,700 千円。この寄付金をもとに、愛のともしび基金が積み立てられており、この積立金が補助金の原資となっている。積立額は令和 6 年 3 月末現在で 1 億 7,650 万円に上る。

令和 5 年度の「岐阜県愛のともしび基金」の補助事業として、①社会福祉法人等施設整備事業、②社会福祉法人等備品整備事業、③社会福祉法人等調査・研究開発事業、④社会福祉法人等啓発事業、⑤福祉活動団体育成事業、⑥その他事業が行われているが、本補助金は①に関する補助である（最終予算額 15,000 千円、決算額 6,727 円）。

（1）「原則として 3 万円以上の支払いが発生する場合」との低額での条件を定め、契約手続のチェックを図る措置が講じられており、参考となる【参考報告】。

3 愛のともしび基金事業費補助金

令和 5 年度の「岐阜県愛のともしび基金」の補助事業として、①社会福祉法人等施設整備事業、②社会福祉法人等備品整備事業、③社会福祉法人等調査・研究開発事業、④社会福祉法人等啓発事業、⑤福祉活動団体育成事業、⑥その他事業が行われているが、本補助金は②から⑥に関する補助である（最終予算額 13,500 千円、決算額 8,997 千円）。

4 岐阜県福祉人材総合支援センター運営費¹³

福祉人材の総合的な支援拠点として、主にマッチング、情報発信、人材育成、啓発活動の 4 つの機能を担う岐阜県福祉人材総合支援センター（岐阜県社会福祉協議会が運営）を設置し、その運営を委託する事業（運営費について、最終予算額 8,344 千円、決算額 6,156 千円。人件費について、最終予算額 21,844 千円、決算額 20,593 千円）。

（1）各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。

（2）委託契約において、委託業務の完了後、支出済額内訳書を作成して、委託事業において必要な経費の支出が行われたかどうかを検証し、受託者からの費用請求に対して

¹³ 当該事業は、細々事業名では「岐阜県福祉人材総合支援センター運営費（人件費）」と「岐阜県福祉人材総合支援センター運営費」として管理されている。

も、その実態を評価し、委託事業外の支出であることを確認すると最終的な確定委託料を算出し、概算払いを行った委託費を返戻させる手続を行っている【参考報告】。

5 運営適正化委員会設置運営費補助金

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言相談、調査、あっせん等を行うことにより、福祉サービスの適切な利用及び提供を支援する運営適正化委員会に関し、設置主体である岐阜県社会福祉協議会への補助するもの（最終予算額 5,952 千円、決算額 5,952 千円）。

6 成年後見制度利用促進体制整備推進事業費

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 12 条第 1 項に基づき国が策定した成年後見制度利用促進基本計画において、市町村の連携ネットワーク及び中核機関の設置に向けた支援の実施が求められており、①成年後見制度利用促進連携会議（市町村及び市町村社協、弁護士等専門職が出席）の開催と②体制整備アドバイザー（弁護士会・司法書士会・社会福祉士の三士会等の専門職）の派遣を実施する事業（最終予算額 1,338 千円、決算額 240 千円）。

（1）成年後見制度の推進の第一次主体は市町村であるものの、市町村のみでは十分な推進が困難な場合もありうることから、県においても自らの取組を実施し、成年後見制度の利用促進を図ることが望ましい。

7 福祉人材総合ポータルサイト運営事業費

福祉分野の仕事への理解促進を図ること等により人材確保を図るため、岐阜県福祉人材総合支援センターに、福祉の仕事に関する情報を一元的に発信するポータルサイトの運営をする事業（最終予算額 1,206 千円、決算額 1,161 千円）。

8 福祉の仕事就職県外フェア開催費

県外も視野に入れ、福祉人材の確保を図るため、岐阜県福祉人材総合支援センターにおいて、県外の福祉系の大学における就職イベント（福祉分野への就職に関心がある人を対象に、求人募集を行う福祉事業所の採用担当者と面談できるイベント）を開催する事業（最終予算額 314 千円、決算額 0 千円）。

（1）本事業は、令和 5 年度はオンライン開催を活用することで事業費を要することなく事業を行うことができた【参考報告】。

第 3 医療福祉連携推進課が所管する補助金・事業費

1 医療福祉連携推進課の概要

医療福祉連携推進課の主な業務は、医師の確保対策・養成（医療人材確保係）、看護師等の確保対策・養成（看護係）、在宅医療・介護連携および歯科保健施策の推進（在宅医療福祉係）、障がい児者医療の推進（障がい児者医療推進係）である。

令和 5 年度の一般会計の予算額は 34 億 6,800 万 7,773 円、決算額は 32 億 6,844 万 7,432 円である。

2 認知症疾患医療センター運営事業費

岐阜県内において地域の認知症疾患医療拠点となりうる医療機関を指定し、5 圏域 8 病院に認知症疾患医療センターを設置し運営する事業（最終予算額 35,664 千円、決算

額 31,016 千円)。

3 訪問看護体制充実強化支援事業費補助金

在宅医療を実施する訪問看護師等の人材育成及び訪問看護を実施する事業所等を支援し、地域における質の高い在宅医療提供体制の推進を図るため、公益社団法人岐阜県看護協会及び一般社団法人岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会が行う事業を補助するもの(最終予算額 7,000 千円、決算額 7,000 千円)。

(1) 交付申請書の提出期限は、補助金交付の前提となる重要な期日となることから、正確な記録とするため文書等の記録の残る方法により通知すべきである。

(2) 提出期限が遵守されているかを確認するためにも、交付申請書や実績報告書に收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。

4 認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金

県が指定した認知症疾患医療センターの医療・検査・相談などの機能をより充実していくうえで、地域の市町村等関係機関との連携を強化していくため、岐阜県認知症疾患医療センターに指定された医療機関が、地域での認知症対策に関して実施する5つの事業に補助するもの(最終予算額 5,217 千円、決算額 5,051 千円)。

(1) 実績報告書は、補助金が交付目的に沿った利用をされているかを確認するための重要な資料であり、正しい利用の実績を確認するためにも、正確な実績を記載した報告書の提出を求めるべきである。

(2) 報告書が提出された時点において、提出期限を徒過している恐れがある場合には、補助事業者に対し、聞き取り等の調査を行うか、適切な実績報告書を提出するよう指示すべきである。

(3) 補助金の効果的な活用のため、よりよい活用方法を他の指定医療機関が参考にすることができるよう、補助金の活用の指針を定めることや、県として推奨する補助金活用の参考例の情報を補助対象事業者に対し、共有することが望ましい。

5 在宅医療連携強化事業費補助金

在宅医療・介護連携の連絡調整や相談支援を担う人材の育成を支援し、地域において適切な在宅医療・介護が受けられる環境の整備を図るため、岐阜県医師会が行う事業に要する経費に対し、補助するもの(最終予算額 5,107 千円、決算額 5,105 千円)。

(1) 医療と介護サービスが連携して提供される体制づくりという目的達成に向けて、より有効な効果的な事業となるよう交付対象事業を検討することが望ましい。

(2) 実績報告書には「在宅医療サポート窓口(相談件数 128 件)」における相談結果の概要についての資料の添付を求めるのが望ましい。

(3) 医療・介護に関する意見交換や協議を行ったのであれば、その内容や進捗状況を示す議事録等の具体的な資料の添付を求めるのが望ましい。

(4) 実績にかかる資料であり、正確に記載させるべきである。

6 在宅医療人材育成事業費補助金

在宅医療を行う医師の育成・確保に資する事業を実施することにより、在宅医療の提供体制の充実・強化を図ることを目的とし、在宅医療を実施する医師等の人材の育成を支援し、県民が安心して質の高い在宅医療を受けることができる環境の整備を図るために岐阜県医師会が行う事業に対して補助するもの(最終予算額 5,089 千円、決算額 5,082 千円)。

(1) 用途が交付申請時と実績報告時で異なっているのであれば、その理由を事業者を確認し、その正当性を慎重に判断するのが望ましい。

7 在宅療養あんしん病床登録事業費補助金

在宅患者の入院1件につき、入院体制確保料として登録医に対し5,000円、受入医療機関に対し1万円を補助するほか、事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費などを補助するもの(最終予算額2,625千円、決算額2,397千円)。

(1) 財政民主主義の観点から、事業内容の変更点を予算要求資料及び事業評価書に記載し、議会を経て県民に周知することが望ましい。

8 地域包括ケアシステム構築事業費補助金(拡充分)

岐阜県包括的地域ケアネットワーク(はやぶさネット)の情報拡充等に係る会議の開催及びシステム内情報の管理・収集等のために要する経費を補助するもの(最終予算額2,500千円、決算額2,130千円)

9 地域包括ケアシステム整備事業費補助金(拡充分)

岐阜県包括的地域ケアネットワーク(はやぶさネット)の県内医療・保健・介護・福祉等関係情報の総合ポータルサイト化のため、更なる情報の拡充等を目的として行うシステムの改修及び整備のために要する経費を補助するもの(最終予算額3,500千円、決算額3,466千円)。

(1) 今後も在宅医療の実施などの必要性に答えるため、より多くの利用がなされるように、システムの周知などを行うのが望ましい。

(2) 過去の判断をただ励行するのではなく、過去の判断を行った際の資料を保管しながら定期的な見直しを行うことが望ましい。

(3) 両補助金は、共に同じシステム運用のための補助金であることから、予算編成上二つに分ける意義もないことから、統一して支出を確認し、不要な予算確保にらぬよう、予算評価を行うのが望ましい。

第6章 県有高齢者施設

第1 岐阜県立寿楽苑

1 岐阜県立寿楽苑の概要



(ホームページ写真引用)

(所在地 岐阜市中2丁目470番地)

岐阜寿楽苑は、昭和43年4月1日に特別養護老人ホームとして開設され、定員50名でオープンした施設である。設置者は岐阜県であるが、オープン当初より、岐阜県から委託を受けた社会福祉法人岐阜県福祉事業団（以下「岐阜県福祉事業団」という。）が運営を担っている。昭和44年4月1日に第2

期工事が完成し定員が70名に拡大した後、平成6年3月18日には岐阜市野一色4の9の1から現在の所在地に新築移転し、同年4月1日には特別養護老人ホームに加えてショートステイ事業、デイサービス事業、在宅支援センター事業を開始した。平成18年4月1日には、自主事業として、地域包括支援センターを開始した。令和6年3月31日には、地域包括支援センター事業を廃止した。

現在、特別養護老人ホームの定員は70名（個室22室、2人室4室、4人室15室）、ショートステイの定員は20名、デイサービスセンターの定員は25名（日曜10名、土曜20名）である。このほか、敷地内には、自主事業として、居宅介護支援事業所であるケアプランセンターが併設されている。

2 監査の重点及び監査手続

入居者、利用者等との間の利用契約が適切に行われているかということを中心に、物品管理の適切性、経理処理上の問題（決算報告・介護保険料請求・現金管理）、虐待対応、施設の目的外利用、職員の給与が適切に支給されているか否か等に着目して監査を実施した。

3 施設利用契約

(1) 成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。

(2) 成年後見人選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである【改善報告】。

(3) 施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。

4 組織運営

(1) 岐阜寿楽苑のパフレットに、岐阜寿楽苑が指定管理者により管理・運営されている施設であることを示すための、指定管理者名等の表示をすべきである。

5 物品管理

(1) 備品の正確な管理のためにも、誤記は速やかに修正し、備品の正確な管理のため、備品台帳と実物の相違は直ちに解消すべきである。

(2) 県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。

(3) 高価品について、県と岐阜寿楽苑双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。

6 経理処理上の問題（現金管理）

(1) 当月の現金出納帳は、「係員」「出納員」「会計責任者」が翌月最初の営業日に確認し、押印するのが望ましい。

第2 岐阜県立寿楽苑に関する事業費

1 県立老人福祉施設設備等整備費

岐阜寿楽苑、飛騨寿楽苑の施設・設備老朽化が進行しており、両施設の長寿寿命化のための大規模な営繕工事等を計画的に行い、利用者に安全・安心な生活環境を提供するための整備費（最終予算額 244,822 千円、決算額 210,265 千円）。

(1) 施設維持に多額の支出を要する事は今後も変わらないことから、公費の支出が有効に機能するためにも、委託先における施設の職員確保は急務である。委託先と協議を行い、県としての人材確保事業を活用するなどして、一日でも早い人材確保を実現するよう委託先への指導または支援を行うことが望ましい。

2 岐阜県介護研修センター運営事業費（人件費分）

介護支援専門員、介護職員、各種相談支援機関等の専門職を対象とした研修を実施し、資質の高い介護人材を育成するほか、県民や地域団体、学校等の介護や福祉について学びたい方を対象とした各種講座の実施、福祉関連図書・DVD等の情報提供を行うことで、介護知識や介護技術等の普及を図ることを目的とする岐阜県介護研修センターを運営する事業（最終予算額 28,386 千円、決算額 27,883 千円）。

(1) 研修センターの事業内容に比して、3名の常駐職員が必要であるか、早急に再検討し、仮に3名の常駐職員が必要不可欠ということであれば、法定研修以外の業務の充実も検討した上で、同じ場所で行う介護・実習普及センターの職員用の3名との相乗効果も含めて、運営の経済性・効率性を高める方法を検討すべきである。

(2) 他団体の適性も十分考慮した上で、随意契約を認めると判断する理由を再度検討し、十分な理由の有無を記載すべきである。

(3) 手数料と資料代の在り方を見直し、これまで資料代を決定してきた過去の経緯も含め、岐阜県における人件費負担の実情等も加味し、受講者にとって適切な負担額を速やかに見直すべきである。

3 高齢者介護知識・技術等普及促進事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した在宅生活を送ることができる社会の実現を図るため、岐阜県介護研修センターを運営する事業（最終予算額 24,269 千円、決算額 24,268 千円）。

(1) 本事業が、一般の県民向けに福祉用具の普及を目指すのであれば、同じ岐阜寿楽苑内であっても、もっと目立つ場所に展示するか、研修受講者以外にも実際の福祉用具

を体験する機会を用意するなど、研修受講者以外のより広く多くの人が展示場所を利用するよう指導することが望ましい。

(2) 介護実習の「普及」を目指すのであれば、より広く一般向けの研修を多く開催し、その開催を県民に広く周知することが望ましい。

(3) 現状、同じ岐阜県福祉事業団に類似の事業を委託しているのであれば、当該状況を有効活用し、両センターの事務量を総合して必要な人件費を計算に入れるなどの、人件費の合理化を検討するか、現状の人員配置を利用して、より多くの介護の普及に関する事業を実施すべきである。

第3 岐阜県立飛騨寿楽苑

1 岐阜県立飛騨寿楽苑の概要



(所在地：岐阜県飛騨市古川町是重 102 番地)

飛騨寿楽苑は、昭和 48 年 4 月に、岐阜寿楽苑分苑として定員 85 名で開設されたのが始まりであり、その後、昭和 54 年 4 月より現在の名称となる。平成 12 年 4 月に介護保険法による介護老人福祉施設事業が認可され、同年 12 月に現在の施設に新築移転する。この時

より、定員 120 名の施設となり、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護（併設型）、居宅介護支援事業所も併せて開設された。平成 19 年 4 月より障がい児者日中一時支援事業を開始し、平成 24 年 3 月からは、認知症対応型共同生活介護「輪」を開所している。

2 監査の重点及び監査手続

飛騨寿楽苑は、県内 2 か所存在する県有の高齢者施設の 1 つであり、公の高齢者施設として施設の設置目的に沿った適切な運営がなされているか、高齢者施設として十分に機能しているのか、利用者保護が図られているか等も含め施設が有効かつ適切に運営されているかという観点に着目して、現地の往査、担当課のヒアリング、書類監査等を実施した。

3 施設利用

(1) 受託者による基本協定書に定めた義務が履行できていない状況について、人員を確保し受入れ可能となるよう受託者と協議し、状況改善を実現すべきである。

4 施設利用契約

(1) 成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。

(2) 成年後見人選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。

(3) 施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。

5 組織運営

(1) 職員全体会について、事業計画に定めた内容は、計画通りに事業を行うべきであり、年度途中で変更するのであれば変更計画書を提出すべきである。

(2) 経営委員会について、要綱において書面決議を認める旨定めるか、要綱どおり委員会を実際に招集して開催し、利用者の意見等を踏まえた経営委員会を開催すべきである。

6 物品管理

(1) 県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである【改善報告】。

(2) 取扱いの疑義が生じることのないように、岐阜県福祉事業団の購入物品も5万円を超える物品については備品として管理するのが望ましい。

(3) 100万円以上の価値を有する美術品の保管状況に注意しつつ、施設利用者等の多くの人の目に触れるよう、設置場所を工夫することが望ましい。

(4) 使用されず放置されている高価な備品について、安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。

(5) 物品の価格が5万円を超える物については、県の保有資産に準じて管理を行うべきである。

(6) 岐阜県福祉事業団が事業において使用している事業団保有の物品について、県が優先して買い取り（引き取り）交渉ができるような規定を整えることが望ましい。

7 施設内事故に対する対応

(1) 病院を受診させた事故については、担当者において、報告基準を再度確認し、管轄市及び県に対して事故報告を適切に行うべきである。

(2) 施設内事故の検討及び記録は、次の事故発生を防止するために重要な取り組みである。確認不足等により検討を怠らないように普段の記録管理を徹底すべきである。

(3) 事故発生報告書等との対応関係を明確にするためにも、議事録には具体的な事故発生日時も記載するのが望ましい。

第7章 監査の結果を踏まえた岐阜県の取組について

第1 成年後見制度に関する岐阜県の取組

1 監査で確認された成年後見制度の実情

(1) 各地の県事務所等では、施設利用者の意思能力に疑問を感じる記録が見つかったが、各地県事務所等の担当者から成年後見人を利用することについて特段の指導がなされていない状況が確認された。

(2) 県有施設における契約内容を確認すると、特別養護老人ホームの施設利用者の内、認知症高齢者の日常生活自立度を基準に、ランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに関して、後見相当の認知能力と疑われる割合は、岐阜寿楽苑が、77.1% (70人中54人)、飛騨寿楽苑が、84.8% (99人中84人) であるが、その内、成年後見人が利用されているのは岐阜寿楽苑で5.5% (54人中3人)、飛騨寿楽苑で3.5% (84人中3人) であった。

(3) 県事務所等における指導状況や県有施設の状況を合わせ考慮すると、多くの施設において認知症等を原因として、およそ日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、成年後見制度を利用した権利擁護が必要な高齢者に対し、成年後見制度の利用があまりに少なく、それに対して県の指導においても全く指導等の関与がなされていないと判断するに至った。

2 成年後見制度の歴史

(1) 成年後見制度は、制限行為能力者制度の一つであり、成年後見制度が開始される以前の制限行為能力者制度¹⁴は、明治31年に施行された民法に規定されていた禁治産・準禁治産制度である。

(2) 平成12年4月1日民法改正により、自己決定権を尊重しつつ、必要かつ十分な保護を与えることを基本理念とする現行の成年後見制度が創設された。

(3) 成年後見制度の改正については従来の問題点の改善のほか、改正の背景には以下のような事情が存在した。

ア 人間の平均寿命が長くなり、社会における高齢者の割合が増すとともに、高齢者の中には社会の変化に応じた判断能力が必ずしも十分でない者が生じるため、これに対処する新たな制度が要請されるようになった。

イ 1980年代頃から、日本社会の急速な高齢化が問題として意識されるようになり、認知症等で意思能力を失った高齢者が多数生じた場合に、高齢者の財産を適切に管理する制度が必要とされていた。

ウ 民法改正と同日に施行された介護保険法に基づく介護保険制度の導入により、介護を必要とする者は、介護サービスを利用するために要介護認定の申請を行い、必要に応じて介護サービス契約を締結することとなった。介護保険制度の下では、判断能力が十分でない者がこれらの行為をするための法的な支援の仕組みが必要であり、成年後見制度がこの役割を担うことが期待された。

(4) その後、高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要増大に対応するため、専門職の後見人のみでなく、市民後見人を確保できる体制を整備・強化するために、平成24年4月1日に老人福祉法が改正され、市民後見推進事業が開始された。

また、成年後見制度が十分に利用されていない現状を踏まえ、平成28年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された。実務の運用の改善のために、

¹⁴ かつては「無能力者制度」と呼ばれていた。

平成 28 年 10 月 13 日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行された。

3 成年後見制度の概要

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の二つの制度から成る。法定後見制度には、精神上的障害の程度に応じて、後見、保佐、補助が存在する。

4 後見相当と判断される人が締結した契約の有効性等

(1) 後見相当の者のために契約を行う場合は、法律行為の有効性が問題視されるため、成年後見開始の審判を受けた上で、成年後見人を法定代理人として契約締結を行うのが本来的な契約である。

(2) 実際には、認知症等により判断能力が衰え後見相当と思われる本人のために、家族が代筆を行い、代理人として署名することが非常に多い。これらが全て無効かといえ、以下のように整理することで必ずしも、施設利用の状況が法律上無効と判断されるわけではない。

ア 意思能力の判断は一律ではない

意思能力の判断において考慮される要素としては、医学上の評価、行為者の年齢、行為前後の言動や状況、行為の動機、行為に至る経緯、行為の内容・難易度、行為の効果の軽重、行為の意味についての理解度などがある。高齢者においても同様の考慮要素から総合的に判断されるが、契約類型によっても求められる意思能力の程度は異なるため、一律に判断することはできない。

仮に本人が認知症であったとしても、認知症の発生時期、医師による診断や鑑定（長谷川式簡易スケール等の認知症の程度のテストの結果、主治医の意見書の記載等）、介護認定などからその程度は人によって異なるため、認知症を理由にその者の法律行為が常に無効となるわけではない。

施設で生活を続ける本人の合理的な意思を認める事情であり、仮に成年後見制度が利用されなくとも、多くの契約においては、本人の意思に従った契約であると評価されると考える。

イ 第三者のためにする契約

入所の当時から寝たきりで全く意思能力が認められない場合には、本人の意思は肯定しがたいが、親族等が高齢者本人のために施設の契約をするという方法として、第三者のためにする契約が存在する。

ウ 成年後見人が選任された場合

当初の施設利用契約時には、成年後見人が選任されておらず、施設の入所後、成年後見人が選任された場合、成年後見人による財産調査が行われ、本人の契約として有効性が判断される。この時、仮に契約当時に意思能力が否定される状況であったとしても、本人が施設を利用している以上、契約を解除することもなければ、利用料の返還請求を行う事態は実際には考えがたく、成年後見人は、そのまま利用契約を追認することが多いと思われる。

(3) 上記のような解釈を前提とした場合、多くの契約は有効性が認められるものと思われるが、前記 1 のような実態を考えると、一定数の契約については無効と評価されるおそれが内在し、意思能力がほとんど失われた本人について親族やその他の関係者が本人の財産を代わって管理する事態が懸念される。このような懸念を前提とした場合、親族間紛争に施設が巻き込まれる、親族・施設関係者による横領や身元保証ビジネスによる被害にあうような事態の発生が想定される。

5 成年後見制度が目指す利用状況

成年後見制度は、その制度開始が平成12年（西暦2000年）であり、令和5年（西暦2023年）までに20年以上が経過しているところ、その申立件数は、平成12年4月から平成13年3月の制度開始当初が、全国で9,007件であるのに対し、令和5年1月から同年12月までの間は、4万951件であり、制度開始当初と比較して申立件数そのものは増加している。なお、岐阜家庭裁判所に対する令和5年における申立件数は2,175件である。

全国的な申立件数は増加し、令和5年12月末日時点の成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は、合計24万9,484人となっているものの令和5年10月1日現在の総務省統計局発表の日本の人口推計による総人口1億2,435万2千人と比較すれば、その割合は、0.2%程度である。

日本が参考にするドイツにおいては、2015年時点の世話制度（法定後見制度）の件数は、127万6,538件であり、事前指示代理権証書（任意後見制度）の登録件数は、303万1,223件で、その合計は430万7,761件であるところ、総人口8,168万7千人に対して5.2%の割合であり、単純な比較は難しいが、日本の利用はあまり進んではいない。

なお、法定後見制度そのものは、現在見直しの流れにあり、国連の勧告を前提とすれば、その制度そのものについては、権利擁護の観点で問題があると評価される部分がある状況にある。

6 成年後見制度が利用されない原因について

学識経験者からの意見も踏まえれば、成年後見制度が利用されない原因としては、成年後見が知られていない問題、高齢者を支える家族からすれば、そもそも制度を利用する必要性を感じていないこと、費用面の課題、後見人としての実際の取組やその効果などについては、正確に理解されていないところがあるのではないかと考える。

7 成年後見制度に関する指摘・意見について

上記の内容を踏まえて、監査人としては、岐阜県や成年後見制度に関与する担当課に対しては、市町村支援の在り方を見直し、成年後見制度の利用促進がなされるよう積極的な取組を行うのが望ましいと意見する。

監査人としては、本監査においてこれまで指摘している成年後見制度の利用について、全ての認知症等の意思能力に疑いがある高齢者に対し、一律に成年後見制度を利用することを求めるものではない。

また、成年後見制度等の利用については、本来的には本人やその親族等の関係者が自らの判断で利用するものであり、自治体においても、第一次的には市町村が推進すべきことは明らかであることから、利用する本人や関係する市町村の意向等を無視して、岐阜県が過度に成年後見制度を推進することまでが求められているとは監査人としても考えるものではない。

ただし、監査人としては、今回、監査の結果見えてきた県有施設における成年後見制度の利用実態や、高齢者施設に対する岐阜県の指導状況等を踏まえたときに、事実を把握又は把握が可能でありながら、何らの施策が行われていないかのような状況を肯定することはできないことから、様々状況を整理し、これまで述べた指摘・意見を行うべきと判断するに至っている。

特に、成年後見制度というのは、本来的には、本人の利益のためにある制度であり、その利益となる制度が使われていないということ自体が、果たして妥当なのかを考える

べきであり、岐阜県としては、第一次的には市町村が担うべきとしても、県内の状況を把握することが可能な立場であることを踏まえれば、知り得た情報を活用し高齢者の権利擁護の観点から、岐阜県として行うべき事を確認し、より一層注力して欲しいと考える。

少なくとも県内の市町村からすれば、介護事業等について岐阜県に対して様々意見や指導を求めるところであり、岐阜県の対応を一つの模範と捉えていると考える。

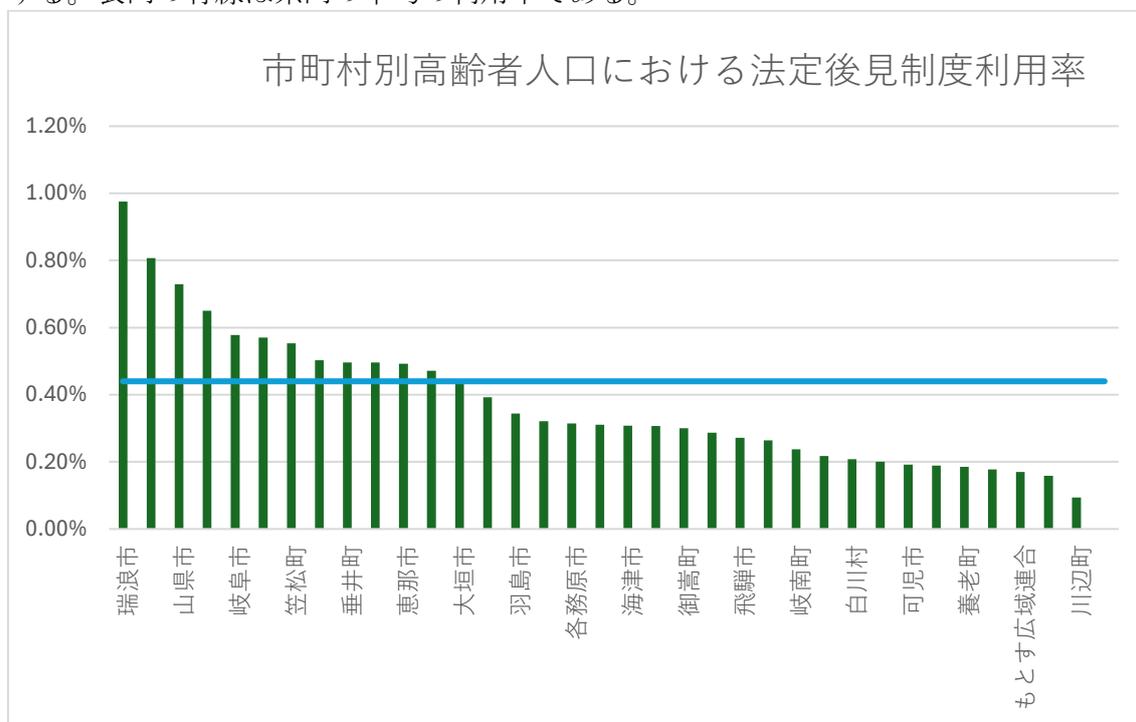
そのため、県有施設での運営などにおいては、他の施設の模範となるような現状を踏まえた成年後見への取組を示すなどの方法も検討することが重要であると考え。更に、介護事業所に関わる際には、成年後見制度を利用しないことによる、利用者本人のリスクを伝え、時には財産管理に関与しない施設側にとっても、成年後見制度が問題を解決する有効な手段であることを紹介するなど、利用者や施設運営者双方にとっての利益となることを伝えるなどの活動が、成年後見制度の適切な利用に繋がると考える。

8 成年後見制度に関する具体的方策について

成年後見制度に関する指摘・意見の改善策に役立てていただくための情報を提供させていただきます。

当該家庭裁判所からの情報と県内の令和5年4月1日現在における市町村別高齢者人口（「第3章 介護保険事業に関する県事務所等の役割」の各地県事務所等、「管轄のエリアとその特徴」参照）を組み合わせ、法定後見制度（任意後見制度を除く、後見、保佐、補助の利用者数）の利用率を算出した（具体的数字は巻末資料7参照）。

算出の結果、以下のように選任率については、市町村別¹⁵で明らかな数字の差が存在する。表内の青線は県内の平均の利用率である。



このような数字の整理の結果、最も選任率が高かったのは瑞浪市の0.98%で、続いて土岐市0.81%、山県市0.73%、関市0.65%、岐阜市0.58%であった。なお、岐阜

¹⁵ 広域連合が存在する市町村は、広域連合に含まれる市町村全てで計算している。

県全体の数字としては、高齢者人口が 59 万 2,552 人に対し、合計 2,586 人が法定後見制度を利用していることから、平均の利用率は、0.44%であり、瑞浪市、土岐市が特に利用率が高いことを示している。

これらの利用率の差から、当該地域で成年後見活動に取り組む各団体等と意見交換することなどは、改善に向けての参考になると思われる。

また、身元保証人による契約がなされている場合や、関係者間の紛争時、本人が多額の資産を保有している場合など、必要とされる場面には、成年後見制度の利用が必要と思われる。

その際、既に存在する相談窓口においても関係者と緊密な連携や、市町村への費用助成などの施策が、一定の効果があり得るものと考えられる。

第 2 介護人材の確保に関する岐阜県の取組

1 監査で確認された介護人材確保に関する実情

岐阜県では、今回の監査対象となった事業のうち、細々事業名を基準に「人材」の文字が入った事業を取り出すと全部で 2 億 142 万 7 千円の当初予算が用意されており、人材確保に向けて多額の公費が投入されていることが分かる。

しかし、現在の状況としては、令和 5 年度における高齢福祉課における課題にあるように、2025 年度においては、岐阜県内で約 4,400 人の更なる介護人材が必要とされる状況が見込まれており、介護人材確保の課題は非常に大きく、解消が困難な状況と考えられる。

ただし、このような結果は、全国的な人手不足も影響していることは否めず、担当課の事業の内容のみに原因があるとは、監査人としても評価はしていない。

2 介護人材確保に関する意見

人材確保の事業そのものは、現在の全国的な人手不足の状況を考慮すれば必ずしも容易ではなく、必ずしも有効な手法があるとは分からない側面があるが、そのような側面があるからこそ、その効果検証が必要不可欠である。

間接的な影響を前提に事業を計画している場合においては、安易に事業の内容をそのまま継続することなく、特にその効果が実際に人材確保に効果があるかどうかを常に検証し、見直しを続けることが望ましい。

3 外国人労働者の確保に関して

監査人が調査した結果を踏まえると、介護現場における外国人介護職に向けられる期待は大きく、彼ら彼女らが円滑に仕事をするために欠かすことができない日本語や介護の習得に関し、現場での研修活動が行われているものの、その効果としては不足感が否めない実態が明らかとなっている。

より専門的で効果的な学習効果を生み出すために、県による施設・事業所に対する支援が重要である。従来から実施されている「外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金」のさらなる周知と活用は必須であり、またその対象者を「入職後 12 か月以内」とする条件の見直しを行うことで、より多くの外国人介護職が豊かな言語能力や知識の獲得とともに、さらなるキャリアアップが期待できると考える。

4 職場における ICT 活用に関して

監査人が調査した結果を踏まえると、ICT の活用により介護業務の効率化は進めら

れてきているものの、介護負担を軽減するための介護ロボットの導入や活用は道半ばと
いった状況であると言える。費用面の補助をする仕組みはすでに県で準備され、施設や
事業所の導入負担は少なくなっているが、さらに肝心の現場での活用を進める必要が
ある。

たとえば機器に不慣れな介護事業者に伴走支援を積極的に行うなど、介護ロボットを
利用することでもたらされる効果を現場職員に提示し、動機づけを強める働きかけをす
るなどを検討することが考えられる。この点、岐阜県では、令和6年8月開設の「岐阜
県介護生産性向上総合相談センター」においては相談業務、専門家派遣、機器の貸し出
しなどの支援を既に行っているとのことである。

なお、ICT機器は、耐用年数によっては数年で更新が必要なものもあるため、介護
事業者は、その導入において長期的な更新コストなども計算に入れる必要があると考
える。この点、現在の補助事業に関しては、厚生労働省より実施要綱が示され、全国的に
統一された事業として行われているが、機器の更新料等は補助対象外とされているため、
将来的なランニングコストも視野に入れた計画的な導入が必要になると思われる。

第3 在宅医療と介護の連携に関する岐阜県の取組

1 在宅医療と介護の連携に関する目指すべき姿

「在宅医療と介護の連携」について、監査人として事業を評価するにあたり、都道府
県が目指すべき連携の姿とは何かを検討したところ、調査した文献からは、連携には互
いに目的意識を共有し、協働を通じた統合を目指す姿勢が重要だと示唆されている。

また、そのためには地域包括ケアシステムを展開する市町村の役割が大きいが、住民
意識の高揚や業務の忙しさなどが影響し、うまく進められない現状が指摘される中で、
都道府県には市町村職員に向けた研修会の実施や相談体制の構築など、後方支援や伴走
支援の姿が期待されるのではないかと考える。

2 在宅医療と介護の連携に関して確認された実情

このような連携を進める上で特に重要な存在となるのが、医師の存在であり、岐阜県
は主に岐阜県医師会等の医師や病院関係の団体を通じて様々な介護現場との連携に関
する事業を行っている。なお、今回の監査対象のうち、医療福祉連携推進課の所管する
事業は、当初予算額基準で合計7,791万7千円である。

3 在宅医療と介護の連携に関する意見

医師を中心とした各関係団体の存在は、在宅医療と介護の連携を確保する意味で重
要であることは理解するが、それだけに多くの場面で公費が支出されており、個々の
事業費が積み上がると大きな支出となってしまう。これらの予算を適切に執行するに
あたって支出先の工夫は重要であり、公費の支出について疑念が生じないよう、適切
な支出内容の確認等をより徹底するのが望ましい。

終章 課題と提言

第1 現状の課題

本監査においては、高齢者介護に関する事業を監査することにより、高齢者介護に関する介護保険事業における監督機能、基金に基づく事業などについて様々な課題が発見された。その課題の詳細は、論点ごとに、本報告書に記載させていただいた。

監査人は、課題の発生原因は、主に、次の点にあると考えている。

- ① 現状が維持されることを重視して課題に踏み込めないこと。
- ② 費用対効果の関係性が認めづらいこと。

以上の課題の原因を踏まえて、監査人は、岐阜県に対する提言を述べる。

第2 提言

1 課題を正確に捉え、一歩ずつ改善に向けた取組を行うこと。

今回の監査の中で、特に課題として大きなものと感じたことは成年後見制度の利用が非常に乏しいことであった。

成年後見制度は、法律上は予定されているものの、現実には介護の現場においては、家族が本人のために活動し、その結果としての施設利用であることから、成年後見制度の利用が強く求められることはなく、先に検討したようにその実質的な本人意思を考慮すれば全てが違法とまでは評価しがたい現実もあり、即時に問題が表面化することとが少ないものとする。

しかし、そのような実情を肯定し続けることは、意思能力を欠いた者の財産管理を、家族とはいえ第三者が自由に行うことを認め、その者のためだけに利用することを肯定しかねない。また、近時は核家族化が進むことで家族による介護そのものが期待できなくなっている状況も発生しており、施設利用のために家族以外の第三者が身元引受を行い、財産管理を行った結果、高齢者本人の資産が違法に奪われる可能性も存在する。

成年後見制度については、県のみが対応を行う課題ではないものの、県独自で行える部分も多々あると思われる。まずは、どのような問題が今後起こりうるかを正確に捉えた上で、現状を肯定するのではなく、できる点を模索し一歩ずつ改善に向けた取組を真摯に行うことが必要と考える。

2 常に事業とその目的の関係性を見直すこと

高齢者介護の各事業を評価する中で強く感じたことは、当該事業が本当に求める効果に繋がるのかという疑問である。

このような疑問は、介護人材確保に関する各種事業のように直接「人の確保」という結果ではなく、間接的に人の確保に繋がるとされる事業であるほど感じやすく、また、このような間接的効果を想定した事業は、事業の開始当初は有効性があると思われても、実際に取り組んだ結果、当初予想しなかった他の要因で効果が発揮されないということも多々ありうると思われる。

監査人としては、人材確保対策のように目的と事業効果の関連性の検証が困難な事業について、行政課題を解決する速やかな抜本的事業を計画することは困難と考えるが、少なくとも、常に費用対効果を見直す姿勢と、毎回の事業の評価において適切な支出と

なっているかを見直す姿勢がより重要になるものとする。

必要とされる事業とその実施のための必要費という点を重視すれば、自ずと費用が増大することになりかねないことから、一定期間同様の事業が継続した際には、原点に立ち返り、当初の事業における経費の積算の根拠などは繰り返し見直す必要がある。

特に、結果そのものが出ない場合に、結果が出ないことの原因を他の要因にあることのみで検証を終えず、結果に至る過程を常に検証し続け、行っている事業が、無益な支出となっていないかどうかを常に確認し続けることが重要とする。

第3 最後に

高齢者介護に関しては以前より 2025 年が一つの大きな転換点として捉えられており、今まさにその 2025 年が始まり、高齢者介護の問題は今後より大きな社会課題となる中で、より適切な運用が求められるところとする。

監査人の今回の指摘・意見が、今後にどう活かせるかは今後の岐阜県の運営にかかるところであるが、その際に、少しでも今回の指摘・意見が、良い方向で活かされることを監査人補助者と共に願い、本監査を終える。

指摘及び意見の一覧

第1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第2」記載のとおりである。

「指摘」は合計89個、「意見」は合計92個である。

「指摘」と「意見」の定義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	望ましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

第2 指摘及び意見の一覧

本監査における指摘及び監査の意見の一覧は、以下の「指摘・意見の一覧表」のとおりである。

指摘・意見の一覧表

番号	対象（課）	指摘	意見	内 容	本編 頁
第2章 介護保険に関する県の役割				指摘3 意見0	
第3 介護保険に関する事業費				指摘3 意見0	
1 介護保険事業県負担金					
1	高齢福祉課	指摘		【事業実績報告】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	40 頁
2 地域支援事業県負担金					
2	高齢福祉課	指摘		【事業実績報告】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	44 頁
3 地域支援事業県負担金（重層支援事業分）					
3	地域福祉課	指摘		【事業実績報告（提出期限）】 国の対応の遅れが原因であったとしても、交付要綱を見直すべきである。	45 頁
第3章 介護保険事業に関する県事務所等の役割				指摘30 意見32	
第1 県事務所等の機能				指摘0 意見5	
4 県事務所等の全体に共通する指摘・意見					
4	高齢福祉課		意見	【運営指導の方法等の統一】 運営指導は、介護保険事業が適切に運営されるための重要な手続であり、各地域で指導の内容に差異があることは望ましいことではなく、より効率のよい指導のあり方や指導方法について検討を要する内容について等、情報交換をすることが各県事務所等にとっても有益な取り組みとなると考えられる。各県事務所の要望等も踏まえた上で、意見交換を行い必要な範囲で方法を統一化するのが望ましい。	49 頁

5	高齢福祉課		意見	【県事務所等内部の共有】 各地の運営指導の内容が、他の地域の運営指導でも役立つことがあると考える。利用者等から徴収することができる日常生活費の該当性判断などは、具体的事例に則して理解することで、統一的な解釈にも繋がることから意見交換会や事例紹介などの適宜の方法を用いて県全体で情報を共有することが望ましい。	50 頁
6	高齢福祉課		意見	【資料の保存期間】 介護保険の運営指導の記録については、実際に運営指導を行う際に前回資料を確認することができるよう、少なくとも電磁的記録については保存期間を 10 年以上の期間に定めるなど、県全体で統一的な運用を行うことが望ましい。	50 頁
7	高齢福祉課		意見	【成年後見制度の利用に関する案内】 高齢者の権利擁護のため、家族等の有無や家族等との関係性を考慮し、本人の意思確認がなされたか不明の場合には家族等に対して成年後見制度の利用を促すよう、老人福祉施設に助言することが望ましい。	51 頁
5 介護事業者改善対策事業費					
8	高齢福祉課		意見	【事業費の名称】 名称に「指導監査実施」という文言を入れるなど、集団指導、実地指導、監査の実施という具体的な事業目的に即した名称に変更することが望ましい。	52 頁
第 2 岐阜地域福祉事務所			指摘 6 意見 3		
9	岐阜地域福祉事務所	指摘		【運営指導の頻度】 コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内に 1 度も指導が行われていない状況は認められない。その原因については、人員不足といった体制整備の問題も含まれていると考えられるところであり、まずは、現状の遅れを速やかに取り戻すべく、遅れの原因を正確に把握し、適切な体制を整えて、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	55 頁
10	岐阜地域福祉事務所		意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものとする。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行い、これまでの判断の事例等を整理して他の事例の参考にすることが望ましい。	55 頁
11	岐阜地域福祉事務所		意見	【指導方法】 文書指導にあたって必要なマニュアル等が作成されていない事業者に対して作成を指導する場合は、手本となるマニュアル等を示して対応を求めるのが望ましい。	56 頁
12	岐阜地域福祉事務所		意見	【指導書の記録】 文書指導事項以外の、口頭による助言については、今後の運営指導において、助言を与えた事項の改善が図られているかどうか、後日の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、運営指導結果の記録として明確に記録するのが望ましい。	56 頁

13	岐阜地域福祉事務所	指摘		<p>【過大徴収への指導】</p> <p>これまで行ってきた費用徴収が、本来的に介護報酬に含まれていたのであれば、施設利用者は、本来負担する必要の無い費用を負担させられていたのであり、少額であったとしても利用者にとっては重大な損失である。</p> <p>介護報酬において過失であっても不正請求においては、返還を求めることとなることと同じく、施設に対しては、必要以上に徴収した利用料の返還を指導すべきである。</p>	57 頁
14	岐阜地域福祉事務所	指摘		<p>【受講の確認】</p> <p>集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。</p>	58 頁
15	岐阜地域福祉事務所	指摘		<p>【通報記録】</p> <p>通報に対する対応記録は、通報から速やかに適切な対応が行われたかを確認するための重要な行政文書であるところ、正確な年月日の記載は、過去の対応を記録する上では重要な記載事項である。通報に対する対応文書については、年の記載等正確な記載をするとともに、決裁を行っている場合は、決裁年月日を表示すべきである。</p>	59 頁
16	岐阜地域福祉事務所	指摘		<p>【成年後見制度を踏まえた意思確認】</p> <p>本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。</p>	59 頁
17	岐阜地域福祉事務所	指摘		<p>【指導監査結果報告書の作成】</p> <p>指導監査結果報告書については、口頭指導の結果も含めた重要な記録であることから、指導監査を行った以上、記録として残すべきである。</p>	60 頁
第3 西濃県事務所		指摘2 意見2			
18	西濃県事務所	指摘		<p>【運営指導の頻度】</p> <p>計画的な指導ができなかったのは、運営指導の状況については、データで整理しているものの、指定有効期間内に1度の頻度で実施ができていないかの確認が適切に行われていなかったことが原因であったと考えられる。コロナ禍による運営指導の遅れや人員不足の問題があったとしても、指定有効期間内に1度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。</p>	63 頁
19	西濃県事務所		意見	<p>【調査方法】</p> <p>運営指導において確認できなかった事項のうち、各種マニュアルの記載内容によっては文書指導や口頭指導の対象になるおそれがあることから、早期の改善を図るべく、次回の運営指導で確認するのではなく、データ復旧後、速やかに電磁的記録の確認が行われることが望ましい。</p>	64 頁

20	西濃県事務所	指摘		<p>【受講の確認】</p> <p>集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。</p>	64 頁
21	西濃県事務所		意見	<p>【保存期間】</p> <p>運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回を前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。</p>	65 頁
第4 揖斐県事務所		指摘2 意見3			
22	揖斐県事務所		意見	<p>【運営指導の頻度】</p> <p>指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、6年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより6年に1度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、1年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、6年に1度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。</p>	68 頁
23	揖斐県事務所		意見	<p>【運営指導の方法】</p> <p>文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものとする。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。</p>	69 頁
24	揖斐県事務所	指摘		<p>【受講の確認】</p> <p>集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。各事業者が早期かつ確実に集団指導を受講することにより、上記のような重要な法制度改正に関する情報の確認漏れを防ぐことができ、仮に不備が発覚すればその段階あるいはその後の個別の運営指導の段階で適切に対処することで、違法・不適正な状態を回避することにも繋がる。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。</p>	70 頁
25	揖斐県事務所		意見	<p>【保存期間】</p> <p>運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。</p>	70 頁
26	揖斐県事務所	指摘		<p>【成年後見制度を踏まえた意思確認】</p> <p>本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。</p>	71 頁
第5 中濃県事務所		指摘3 意見2			

27	中濃県事務所		意見	【運営指導の方法】 所内の取り扱いを共通認識としてまとめている点については評価できる。一方で、取扱いについては、厚生労働省のマニュアルや他の県事務所とも異なる独自の基準であることから、他の事務所との判断の違いをもたらさないよう、統一の基準で指導を行うことが望ましい。	75 頁
28	中濃県事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	75 頁
29	中濃県事務所		意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	76 頁
30	中濃県事務所	指摘		【保存期間の延長】 定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	76 頁
31	中濃県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	77 頁
第6 可茂県事務所			指摘6 意見4		
32	可茂県事務所		意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものとする。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	80 頁
33	可茂県事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	81 頁
34	可茂県事務所		意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	82 頁
35	可茂県事務所	指摘		【保存期間の延長】 定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	82 頁
36	可茂県事務所	指摘		【文書の不処分】 保存期間が経過し、保存の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。	82 頁

37	可茂県事務所	指摘		【指導結果の記載の誤り】 文書の記載について、正確に処理するべきである。	83 頁
38	可茂県事務所		意見	【前回と同様の指導】 同一の指導が行われているということは、前回の指導が生かされていないということである。そのため、例えば2回連続で同一の指導がなされた場合には、翌年に再提出をさせる方法や、数か月後に再度指導を実施するなどの近い時点での再確認を行うことが望ましい。	83 頁
39	可茂県事務所		意見	【指導への対応に対する確認】 指導した点が改善したことまで資料に基づいて確認することが重要であり、改善状況についての写真等の提出を求めることが望ましい。	83 頁
40	可茂県事務所	指摘		【提出資料の不備】 施設から提出された資料の内容確認を正確に行うべきである。	83 頁
41	可茂県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	84 頁
第7 東濃県事務所		指摘4 意見4			
42	東濃県事務所	指摘		【運営指導の頻度】 コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内の6年間、1度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	87 頁
43	東濃県事務所		意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、口頭指導とその他指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえた判断で行われているが、厚生労働省のマニュアルに沿うなど、他の地域との指導の平等を維持することで均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものとする。口頭指導とその他指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。	88 頁
44	東濃県事務所		意見	【経口補水液に係る指導】 県庁及び他の県事務所等と指導内容について情報共有することが望ましい。	88 頁
45	東濃県事務所		意見	【身体的拘束に係る指導】 記録の内容から身体的拘束が発見され、入所者の1割が身体的拘束を受けているような他の施設と比較しても多い実態が判明した場合、例外的な身体拘束が、十分に要件の検討がなされないまま行われている可能性がある。このため、このような場合は、文書確認のみにとどめるのは妥当ではなく、聞き取り等を踏まえ事実関係を慎重に確認し、法令違反が確認される場合は、運営指導から監査に変更して事実関係を確認することも検討することが望ましい。	89 頁

46	東濃県事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	89 頁
47	東濃県事務所		意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということ为前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	90 頁
48	東濃県事務所	指摘		【保存期間の延長】 データも文書であり、5年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。	90 頁
49	東濃県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	91 頁
第8 恵那県事務所		指摘3 意見4			
50	恵那県事務所		意見	【運営指導の頻度】 指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、6年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより6年に1度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、1年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、6年に1度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	94 頁
51	恵那県事務所		意見	【運営指導の頻度】 新型コロナウイルス感染症のように、年に数回、感染拡大と感染の収束を繰り返すような傾向が見受けられる場合は、そのような傾向を踏まえて計画を立て直し、定められた頻度で運営指導が実施できるよう努め、県事務所単位で計画の遂行が困難な場合は、県庁や他の県事務所から応援を受けるなどして一時的に人員を増やすことが望ましい。	94 頁
52	恵那県事務所		意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、過去の実績を踏まえた判断で、口頭指導を文書指導とする場合もあるが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものとする。文書指導、口頭指導等の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	95 頁
53	恵那県事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	95 頁

54	恵那県事務所		意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	96 頁
55	恵那県事務所	指摘		【保存期間の延長】 データも文書であり、5年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。	96 頁
56	恵那県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	98 頁
第9 飛騨県事務所			指摘4 意見5		
57	飛騨県事務所		意見	【運営指導の頻度】 指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、6年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより6年に1度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、1年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、6年に1度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	100 頁
58	飛騨県事務所		意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものとする。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	101 頁
59	飛騨県事務所		意見	【運営指導調書の記録】 指摘事項以外の、助言事項については、助言を与えたことの改善が図られているかどうか後の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、助言内容をまとめた明確な記録を残すのが望ましい。	101 頁
60	飛騨県事務所	指摘		【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	102 頁
61	飛騨県事務所		意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	103 頁
62	飛騨県事務所	指摘		【保存期間の延長】 定めた保存期間以上に文書を保管するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	103 頁
63	飛騨県事務所	指摘		【文書の不処分】 保存期間が経過し、保管の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。	103 頁

64	飛騨県事務所	指摘		【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	104 頁
65	飛騨県事務所		意見	【事故報告】 同様の指導が繰り返されている点からして、指導を受ける事業者の姿勢には疑問が感じられるところである。同様の指導が繰り返される場合やそれが利用者の心身の安全に関わる事柄についてはより慎重な指導が必要と考える。前回の指導から次の指導までの間に事故がなかったかなどを確認し、事業者に対し、より積極的な運営指導を行うことが望ましい。	105 頁
第 4 章 地域医療介護総合確保基金積立金に関する事業				指摘 23 意見 33	
1 地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）					
66	高齢福祉課		意見	【経済性】 監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て経済性に優れていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数経済性に疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の3分の2の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で活用を図ることは重要であるが、国の支援があるにせよ税金を財源とすることには変わらず、常に、経済性の観点からの検証を行い、費用対効果を意識した予算の活用となっているかを見直すことが望ましい。	110 頁
67	高齢福祉課		意見	【執行率】 監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て十分な活用がされていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数執行率の観点から疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の3分の2の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で予算を確保していると思われるが、活用がなされてこそ意味があるのであり、予算が確保されながら活用されないことについては、そもそもの予算を確保した意義を見直すことが重要と考える。中には、そもそもの制度の周知や制度活用に関する他の阻害要因があり得るところであることから、執行率が低い事業については、より有効な予算の活用や周知等の見直しを行うことが望ましい。	111 頁
2 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（施設整備分）					
68	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（変更交付申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反することのないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	113 頁
3 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（開設準備分）					
69	高齢福祉課	指摘		【交付申請（添付書類）】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	114 頁
5 介護人材育成事業者認定制度実施事業費					

70	高齢福祉課		意見	<p>【有効性】</p> <p>本事業は、平成28年度から始まり、8年間継続する事業であるところ、現状の事業者数のみであれば、介護の職場の処遇や職場環境の全体的な底上げの効果も乏しく、雇用の確保に繋がる取組となっているのかは、疑問があるところである。</p> <p>今後、更なる取組事業者の増大や、取組事業者になることで得られる具体的な効果検証がなされなければ、効果の分からない事業に公費が投げつけられる状況にもなりかねないことから、他県の取組なども国を通じて情報収集を行いながら、具体的な効果検証を行い、事業の有効性を高める取組を行うことが望ましい。</p>	119 頁
71	高齢福祉課	指摘		<p>【経済性】</p> <p>委託契約の積算において、毎年の実績に応じた委託金額の減少を考えるか、支援回数にかかわらず全額を支払うという委託契約を単価契約に見直すなどの契約内容の見直しも行き、受託者とはより効率的な審査による経費削減、事業実績報告書の簡素化等を協議し、経費の減少が可能であれば委託契約の全体金額の見直しを図るか、より多くの事業者に対する認定支援を実際に行い、申請件数の増大を目指して、委託費に見合った活動を求めるべきである。</p>	120 頁
72	高齢福祉課	指摘		<p>【効率性】</p> <p>現状の来場者の状況を見る限り、認定制度や認定事業者を広く一般に普及啓発することを目的としているにも関わらず、認定事業者を中心とした業界関係者のみが来場者であった可能性があり、このような式典に毎年200万円以上の公費を投じる意義があるかは見直しが必要と考える。少なくとも一般来場者の来場者数を確認し、経費支出に見合う普及啓発の効果があるかどうかの検証が必要である。更に、本事業は、単なる認定証の授与が目的ではなく、広く一般に普及啓発することが目的であり、一般来場者を確保する受託者のアイデアを活用すべき事業と考える。最低限の予算の中で実施すべきであるが、これまでどおりの事業では効果が乏しいのであれば、再度プロポーザル方式の活用なども行き、実益のある事業になるよう工夫すべきである。</p>	122 頁
73	高齢福祉課		意見	<p>【事業経費】</p> <p>委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め積算しながら、改めて全体の総額に対する一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すが望ましい。</p>	123 頁
74	高齢福祉課	指摘		<p>【契約書の記載内容】</p> <p>担当課の認識は、本来担当課として予定していた契約内容とは異なる形式の契約書を作成したことを意味することから、速やかに、認識に沿った契約書の作成を行うべきである。</p>	124 頁
75	出納管理課	指摘		<p>【契約書の記載内容】</p> <p>確定契約を想定する各課が、認識と合致しない契約を締結しないよう、概算契約、単価契約といった他の契約形態もあり得ることを整理し、業務委託契約書のひな形を整理するべきである。</p>	124 頁
76	高齢福祉課	指摘		<p>【事業実績報告】</p> <p>委託業務完了届を受領した段階で、收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。</p>	125 頁

77	高齢福祉課	指摘		【調査確認】 当初の見積と大きな乖離のある精算報告書が提出された際は、その原因やその内訳を確認し、契約内容にしたがって、精算金額が契約金額を下回っていないかどうかを確認すべきである。	125 頁
78	高齢福祉課		意見	【有効性】 岐阜県介護人材育成事業者認定制度においてグレード1 認定事業者として認定を受けることのメリットを周知し、積極的な活用を促すのが望ましい。	127 頁
6 アセッサー講習受講支援事業費補助金					
79	高齢福祉課		意見	【有効性】 キャリアアップの仕組みが、介護職員のモチベーションアップだけでなく、介護職員の給与や手当に反映されているか否かという観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	128 頁
8 介護人材確保・育成支援事業費補助金					
80	高齢福祉課		意見	【交付決定（有効性・経済性）】 各事業所のスケジュールに合わせて柔軟に研修の実施計画を立てることで、多くの職員が各々に必要な研修を受講できると考えられるが、数名しか参加していない研修に対して当該補助金で研修を実施する点は疑問のあるところである。各事業所の規模や職員数により参加人数に差が生じることはやむを得ないが、1 回当たりの講師費用の上限を定めていないことも含め、事業実施計画書に記載された研修の内容に照らし、費用対効果を検証することが望ましい。	132 頁
81	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（変更承認申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないように、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	132 頁
82	高齢福祉課		意見	【事業の遂行（交付申請）】 事業実施計画書の作成においては、講師、時期、回数、会場などの研修内容や研修による効果を具体的に記載させ、誠実に補助事業を履行するよう指導していくことが望ましい。	132 頁
9 介護人材総合情報サイト運営事業費					
83	高齢福祉課	指摘		【単価の設定】 岐阜県介護情報ポータルサイト運営等委託業務の事業費積算につき、価格設定の適正性につき、その内訳を見直して、本来的に必要な金額であるかどうかを検討し、見直しが可能であればより有益な支出となるよう委託内容を再検討すべきである。	134 頁
10 介護職員初任者研修等支援事業費補助金					
84	高齢福祉課		意見	【要綱（対象経費）】 社会福祉法人の受講料については、非課税扱いともなりうることから、受講者が仮に課税を前提とした金額を支払っていたとしても、本来的には消費税が発生していない可能性もあることから課税・非課税の扱いに誤りがないかについて注意を促すのが望ましい。	136 頁

11 外国人介護人材受入環境整備事業費					
85	高齢福祉課		意見	【効率性】 電話による相談窓口は職員を常駐させる必要があるため、効率性に疑問が残る。電話による相談窓口を継続するならば、開設日を限定したりAIによる電話業務の自動化を進めたりするなどの効率化を図ることが望ましい。	137 頁
12 介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金					
86	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（変更交付申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	139 頁
13 外国人介護人材マッチング支援事業費					
87	高齢福祉課		意見	【有効性】 マッチングをするために現地機関の確認が必要とは考えるが、本当に渡航の必要性があったかについては疑問が残る。海外渡航以外にマッチング支援につながる活動を推進するのが望ましい。	140 頁
14 外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金					
88	高齢福祉課		意見	【当初予算ベースでの執行率】 介護保険法上の実地指導としての集団指導の際に伝える方法を検討するなど、より周知する方法を検討し、補助事業者などにも聞き取りを行うなどして仮に現在の補助要件である「雇用開始日の属する月から12月以内」とされる対象者の制限等が利用をしづらくさせているのであれば、補助要件等を見直すなどの方法により、補助金がより活用されるようにするよう工夫することが望ましい。	142 頁
89	高齢福祉課	指摘		【徴収資料の不足】 岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱7条第1項に定める様式を用いるよう指導をするべきである。	142 頁
90	高齢福祉課	指摘		【記載事項の不十分】 該当の記載内容では、具体的な学習方法が記載されているとはいえ、事業実績報告書としては不十分である。記載例を示すなどして、補助対象事業者に対し、具体的な記載を行うよう指導するべきである。	143 頁
91	高齢福祉課		意見	【記載事項の不十分】 現在の事業実績報告書は、上記のとおり、補助事業者によって記載内容も徹底されておらず、詳細な報告を求める形式であることが、事業者にとって負担となっている可能性も否定できない。実績のないところに補助がなされないようにある程度の報告を求めることは重要であるものの前述の執行率の低さを考慮しても、利用しやすさを検討し、不要な報告となっている部分があれば事業実績報告書の様式を見直すのが望ましい。	143 頁

92	高齢福祉課		意見	【Q&Aでの上限設定】 給付行政である補助金の交付は、法律または条例に基づいて行われ、要綱は法律・条例の施行細則的な事項や実施要領などを規定する形式として利用されるものであり、交付条件にかかる事項については、要綱において記載することが望ましい。	143 頁
15 ぎふケアパートナー育成推進事業費					
93	高齢福祉課		意見	【有効性】 本事業は、介護の担い手のすそ野を拡大するとともに、介護職員の負担軽減を通じた介護人材の確保につなげることを目的とし、介護に関する入門的研修の開催をするものである。そのような入門的研修であるのであれば、費用として500万円以上の経費をかける以上、岐阜県高齢者安心計画で定められている「介護に関する入門的研修修了者数」年間30名という目標設定数では、一人あたり16万円という予算の意味合いともとれ、費用対効果が少ないと考えられる。なお、すでに宣伝広告も実施しているとのことであり、研修参加者の募集に手を尽くしているとのことであるが、現状の状況が続くのであれば、事業の在り方自体も含め、事業費として効率的に使用されるように予算の活用方法を検討することが望ましい。	145 頁
16 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金					
94	高齢福祉課	指摘		【有効性】 既に交付した補助金の残高や償還収入を見越した予算額の算定をすべきである。	147 頁
95	高齢福祉課		意見	【有効性】 本補助金は、一定条件の下、返済免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大288万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものと考えられる。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。	147 頁
96	岐阜県社会福祉協議会		意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（手引きの交付）】 貸付規程のみでは、契約内容を正確に把握できない場合もあることから、借用証書作成の前に、借受人及び連帯保証人に契約の前提となる貸付規程を交付するだけでなく、従来どおり借受人や保証人が契約内容を把握できる貸付の手引きを交付するのが望ましい。	148 頁
97	高齢福祉課・岐阜県社会福祉協議会		意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（再就職準備金貸付金の規定）】 補助金の根拠となる要綱や貸付の前提となる規程に具体的な定めがなければ、どのような目的の支出であっても岐阜県社会福祉協議会の裁量で貸付を実施できてしまうことが可能と評価されかねない。再就職のために新たに必要な物を購入する場合にのみ貸付を認めるのであれば、規程や補助金交付要綱等の一定の基準を定めることが望ましい。	149 頁

98	高齢福祉課・岐阜県社会福祉協議会		意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（再就職準備金貸付金の使途）】 再就職準備金は、総額 40 万円と一定条件下ではあれ再就職時には返金が不要となることを考えると、申請者が偽りの事実関係を前提とした不正受給を申請することありうところである。申請においては、申請者が車両の買い替えではないことを誓約させる誓約書を提出させるなどの不正請求を防止する措置を準備するのが望ましい。	149 頁
99	岐阜県社会福祉協議会	指摘		【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（連帯保証人のみとの交渉）】 連帯保証人からの分割弁済の事実だけでは、主債務者の時効中断事由とは評価されず、最終の弁済期から 10 年（民法改正後の債権なら 5 年）が経過することで、主債務の時効消滅となり、保証債務も付従性により時効消滅となりかねない。主債務者が行方不明になるなどにより連帯保証人のみとのやり取りしかできない場合は、主債務者に対する訴訟を検討するなど、債権管理のルールを見直すべきである。	149 頁
100	岐阜県社会福祉協議会	指摘		【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（主債務者・保証人の変更届）】 規程を遵守するために、主債務者に連絡し、変更届を提出させるべきである。	150 頁
17 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】					
101	高齢福祉課		意見	【有効性】 概算払いが一括払いか分割払いかも含めどのように行われるかは補助金を受ける側にとって重要な問題である。ある年は一括払いで、ある年は分割払いというように、毎年異なる運用がなされる余地もあり、交付を受ける側が不安定な地位になるおそれもある。 したがって、概算払いを分割して払うのであれば、分割払いの可能性がある旨や一定金額を超えた場合は分割払いとするという内容を要綱に明記することが望ましい。	151 頁
102	高齢福祉課		意見	【有効性】 本補助金は、一定条件の下、返済免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大 44 万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものとする。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。	151 頁
19 介護支援専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分）					
103	高齢福祉課	指摘		【交付申請（時期）】 收受印の日付が申請期限を徒過しているにも関わらず受付を行っている。通常期限経過の補助金交付申請は受け付けないことも考えられるため、申請期限を遵守させるべきである。	154 頁
104	高齢福祉課	指摘		【事業実績報告（提出期限）】 提出された実績報告書には、收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	154 頁
20 介護事業所内保育施設運営費補助金					

105	高齢福祉課		意見	【有効性】 介護人材不足の現状から、事業所内で保育施設を運営し、幼児期の子どもを抱える子育て世代が就労しやすい環境を整えることは重要であり、補助金の必要性が認められる。もっとも、当該補助金の有効性の判断においては、事業所内の総職員数、職員の世代別人数、保育施設利用職員数などの基礎データを基に検証を行うことが望ましい。	156 頁
21 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補					
106	高齢福祉課		意見	【有効性】 予算執行率が当初予算に対して低いと思われる。適正な予算額を算定できるよう、算定方法を検討し、予算額が適切であるならば、補助金活用のための施策を講ずることが望ましい。	157 頁
107	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（変更交付申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないように、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	158 頁
24 成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金					
108	地域福祉課		意見	【補助金の名称】 補助金の分かり易さや検索しやすさのため、予算上の補助金名と、要綱上の補助金名の名称は揃えることが望ましい。	162 頁
109	地域福祉課		意見	【交付決定（算定方法・金額）】 今回の補助額 1,387 万 4 千円の全額が当年度に支援する必要があったか、地方財政法第 4 条第 1 項での「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」という規定に当てはめて検討することが望ましい。	163 頁
110	地域福祉課		意見	【事業実績報告（調査確認）】 人件費の減少分を印刷費に転用することによって決算額を調整した疑いが残る。利益を留保するための予算転用とも考えられるため、転用の正当性について、慎重に調査することが望ましい。	163 頁
25 福祉の仕事就職フェア開催費					
111	産業人材課・地域福祉課		意見	【開催方法】 アンケートの結果を受けて、様々な開催方法を検討し続けていくことは重要と考える。特に、地域福祉課におかれては、福祉分野独自のフェスの効果測定を行い、福祉分野にとってよりよい効果が得られるフェスとなるよう、提案を行うなどすることが望ましい。	165 頁
112	産業人材課・地域福祉課		意見	【募集方法】 高校生の日については、学校単位でフェスに訪れるなど、訪問者数増加、アンケート良化の要素が多いため、単純な比較はできないが、一般開催日についても、より訪問者を増やすための努力、出展企業側が満足できるための方策を検証し続けることが望ましい。	165 頁
113	産業人材課		意見	【委託契約】 公募型プロポーザル方式を採用する以上、複数者からの応募があることが重要である。より多くの応募者を得るために、広報に力をいれるなど、複数者からの応募と提案を得られるよう募集方法を工夫することが望ましい。	166 頁

26 認知症地域医療人材育成事業費					
114	医療福祉連携推進課		意見	【有効性】 医師以外の研修受講者数が少なく、医師以外の受講者がより増えるように委託先に工夫を求めることが望ましい。	168 頁
115	医療福祉連携推進課	指摘		【経済性】 医師の専門性を考慮し、2名の講師を前提とすることは不合理ではないが、2名を予定しながら、講演時間が短時間というの見直しを求める必要がある。本来求めるべき研修が短時間で実施可能であれば、大規模な予算を確保することなく、必要な範囲での研修となるよう予算の積算根拠等を見直し、最低限の時間などを設定し、費用に見合う研修となるよう再考すべきである。	169 頁
116	医療福祉連携推進課		意見	【効率性】 受講の目標人数もなく、受講の形式を指定する必要がないのであれば、受託者である医師会において、研修会をWEB受講にするなど、より受講者の負担軽減を考えた内容を検討することも有意義であることから、受託者との間で開催方法等についてより経済的且つ効率的な実施に向けての協議を行うのが望ましい。	169 頁
117	医療福祉連携推進課		意見	【事業経費】 積算と実績に大きな乖離がある場合、同じ委託内容での委託を行うときは、積算内容を精査するか、受託者側計画などの見直しを求めるのが望ましい。	170 頁
118	医療福祉連携推進課		意見	【委託契約（契約内容）】 契約の履行を確認するためにも、具体的な研修内容を受託者である岐阜県医師会と協議し、目標人数などを定めることが望ましい。	170 頁
119	医療福祉連携推進課	指摘		【事業実績報告（提出期限）】 收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	170 頁
120	医療福祉連携推進課	指摘		【事業実績報告（内容の正確性）】 見積と大きく異なる内容の報告がなされた場合においては、適切な費用支出であるかどうかについて、資料を提出させ検査すべきである。	171 頁
121	医療福祉連携推進課	指摘		【事業実績報告（調査確認）】 契約締結段階で、対面による開催が困難な状況の発生が予想されたことから、対面を前提とした研修会場の契約を締結することそのものを見合わせる事が考えられた。また、契約を行ったのであれば、委託契約上債務の履行は必要であり、何等の研修等の実績が無いままであれば委託契約においては、対価の支払いを行う必要はなかった。そのような状況であるにも関わらず、委託者である岐阜県及び受託者である医師会双方が再びの感染拡大も予測せず会場のキャンセル料などが発生した段階で、WEB開催などの代替手段を検討せず、岐阜県が、キャンセル料だけを負担する変更契約に応じた判断も不当と評価せざるを得ない。このような事態は再び繰り返さないとも限らないことから、緊急事態宣言が予測される同種の状況下における契約の在り方について対応方針を検討すべきである。	172 頁
第5章 その他の介護に関する事業			指摘 11 意見 16		
第1 高齢福祉課が所管する補助金・事業費			指摘 6 意見 5		

1 高齢福祉課の概要					
122	高齢福祉課	指摘		【高齢福祉課の事業に関する監査の結果】 定期監査資料の内容は正確に記載すべきである。	175 頁
2 軽費老人ホーム事務費補助金					
123	高齢福祉課		意見	【実績報告書の提出期限】 要綱に従い、適正な提出期限までに、完成した実績報告書を提出させるよう運用を改めるのが望ましい。	176 頁
124	高齢福祉課	指摘		【資料の不備】 原本証明の記載のある資料を提出させるべきである。	176 頁
3 老人福祉施設等整備費補助金					
125	高齢福祉課		意見	【経済性】 大幅な補正予算における減額措置は、他の事業の有効な予算活用の妨げになりかねない。市町村計画に沿っての予算確保であることからして、市町村の計画について変更がないかを十分に確認し、当初予算段階で不要な予算確保とならぬように、計画的な予算確保を行うようにするのが望ましい。	178 頁
126	高齢福祉課		意見	【効率性（施設の活用）】 補助により施設が整備されたとしても、定員に対する人員が確保できないことによる入居者の受け入れが出来ない問題が大きくなっている。単なる施設整備のみに補助する以外の予算の有効活用も検討するのが望ましい。	178 頁
4 高齢者施設等防災・減災対策等補助金					
127	高齢福祉課	指摘		【必要資料の徴求】 入札が行われているのであれば、入札の参加通知、入札書、受領書などの各書類の作成が行われているはずであるから、入札が行われた事実確認のため、各書類の徴求を行うべきである。	181 頁
6 介護サービス改善対策事業費					
128	高齢福祉課	指摘		【事業の遂行（指導監督）】 高齢福祉課は委託先による催促業務の遂行を確認・監督しなければならぬにも関わらず、これが十分なされていないと指摘せざるを得ない。 今後は、委託先において事業の遂行が適切になされているか確認し、報告がなされていない施設については県事務所等へ情報提供を行うなどにより、適切に施設への指導を行うべきである。	184 頁
129	高齢福祉課		意見	【事業費の名称】 名称に「介護サービス情報公開」という文言を入れるなど、介護サービス利用者等に向けて介護サービス等の情報を公開するという事業目的に則した名称に変更することが望ましい。	184 頁
11 介護福祉士実務者養成施設 I C T 導入事業費補助金					

130	高齢福祉課		意見	【有効性】 前年度におけるニーズ調査の結果を踏まえながら、ICT機器等の導入状況や必要性、導入計画を立てるに当たり支障となり得る事情を考慮し、事業の周知方法（既存の周知手段以外の媒体を利用する可能性や周知の時期・期間等）について再度検討するのが望ましい。	190 頁
131	高齢福祉課	指摘		【検証（事業評価調書）】 事業評価調書には、当該補助金に対応した正しい内容を記載すべきである。	190 頁
15 介護ロボット導入促進事業費補助金					
132	高齢福祉課	指摘		【事業実績報告書（提出期限）】 事業実績報告書の受領した日に收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	197 頁
第2 地域福祉課が所管する補助金・事業費			指摘0 意見2		
4 岐阜県福祉人材総合支援センター運営費					
133	地域福祉課		意見	【事業経費】 委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め具体的に積算しながら、各項目に対して一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。	205 頁
6 成年後見制度利用促進体制整備推進事業費					
134	地域福祉課		意見	【岐阜県の取組状況】 現状、岐阜県の取組としては、広域的な活動などには不十分な点が存在し、後述のとおり、現状の利用実態から推察される利用状況からすれば、より積極的な取組が必要な状況であると考えられる。成年後見制度の推進の第一次主体は市町村であるものの、市町村のみでは十分な推進が困難な場合もありうることから、県においても自らの取組を実施し、成年後見制度の利用促進を図ることが望ましい。	214 頁
第3 医療福祉連携推進課が所管する補助金・事業費			指摘5 意見9		
3 訪問看護体制充実強化支援事業費補助金					
135	医療福祉連携推進課	指摘		【交付申請】 交付申請書の提出期限は、補助金交付の前提となる重要な期日となることから、正確な記録とするため文書等の記録の残る方法により通知すべきである。	220 頁
136	医療福祉連携推進課	指摘		【事業実績報告（提出期限）】 提出期限が遵守されているかを確認するためにも、交付申請書や実績報告書に收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	221 頁
4 認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金					
137	医療福祉連携推進課	指摘		【実績報告書の不備】 実績報告の内容は、補助金が交付目的に沿った利用をされているかを確認するための重要な資料であり、正しい利用の実績を確認するためにも、正確な実績を記載した報告書の提出を求めるべきである。	223 頁

138	医療福祉連携推進課	指摘		【事業報告日にかかる確認の不足】 提出されていた実績報告書のみでは、実績報告書の提出期限が遵守されていないため、報告書が提出された時点において、提出期限を徒過している恐れがある場合には、補助事業者に対し、聞き取り等の調査を行うか、適切な実績報告書を提出するよう指示すべきである。	223 頁
139	医療福祉連携推進課		意見	【補助事業の充実度の差異】 補助金の効果的な活用のため、よりよい活用方法を他の指定医療機関が参考にすることができるよう、補助金の活用の指針を定めることや、県として推奨する補助金活用の参考例の情報を補助対象事業者に対し、共有することが望ましい。	224 頁
5 在宅医療連携強化事業費補助金					
140	医療福祉連携推進課		意見	【補助金の交付対象】 委員会や連絡協議会の構成員や定期的なオブザーバーとして介護分野からの参加者を交えての意見聴取や介護分野との協議を行う事業を実施するなど参加も行えるように、医療と介護サービスが連携して提供される体制づくりという目的達成に向けて、より効果的な事業となるよう交付対象事業の活用を検討することが望ましい。	225 頁
141	医療福祉連携推進課		意見	【在宅医療サポート窓口の報告】 事業費のまとめ資料によれば、在宅医療サポート窓口にかかる事業については、相談支援員を設置する費用も計上されておらず、窓口業務実施内容が不明瞭である。したがって、実績報告書には「在宅医療サポート窓口（相談件数 128 件）」における相談結果の概要についての資料の添付を求めるのが望ましい。	226 頁
142	医療福祉連携推進課		意見	【地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会の報告】 現在の報告書では、どのような連携が図られたのかの実質が確認できないと思われる。医療と介護の連携というテーマについては、具体論が伴わないと何を目指しているかも分からないことから、医療・介護に関する意見交換や協議を行ったのであれば、その内容や進捗状況を示す議事録等の具体的な資料の添付を求めるのが望ましい。	227 頁
143	医療福祉連携推進課	指摘		【実績報告書の誤記】 実績にかかる資料であり、正確に記載させるべきである。	227 頁
6 在宅医療人材育成事業費補助金					
144	医療福祉連携推進課		意見	【事業実績報告（調査確認）】 補助金の原資が税金である以上、補助金の合計金額が同じであれば問題ないとは言いきれず、その補助金が何にいくら使われたのかということも大切であると考え。従って、その使途が交付申請時と実績報告時で異なっているのであれば、その理由を事業者を確認し、その正当性を慎重に判断するのが望ましい。	229 頁
7 在宅療養あんしん病床登録事業費補助金					
145	医療福祉連携推進課		意見	【補助金額の変更】 事業内容の大幅な変更がなされているにもかかわらず、予算要求資料への記載がなく、担当課の裁量に委ねられている状況である。財政民主主義の観点から、事業内容の変更点を予算要求資料及び事業評価書に記載し、議会を経て県民に周知することが望ましい。	230 頁

9 地域包括ケアシステム整備事業費補助金（拡充分）					
146	医療福祉連携推進課		意見	<p>【有効性】</p> <p>令和3年度以降アクセス数が減少傾向にあるところからして、システム構築の効果が弱まっているとも考えられる。今後も在宅医療の実施などの必要性に答えるため、より多くの利用がなされるように、システムの周知などを行うのが望ましい。</p>	233 頁
147	医療福祉連携推進課		意見	<p>【経済性】</p> <p>2社に依頼することで、過大に保守料が発生している可能性があるが、その金額がどの程度であるのかの資料が保管されておらず、合理的な判断がなされているかの検証が出来ない状況である。可能であれば1社にまとめることを検討するなど、合理的な運用を検討するのがよいと考える。過去の判断をただ励行するのではなく、過去の判断を行った際の資料を保管しながら定期的な見直しを行うことが望ましい。</p>	234 頁
148	医療福祉連携推進課		意見	<p>【効率性】</p> <p>両補助金は、共に同じシステム運用のための補助金であることから、予算編成上二つに分ける意義もないことから、統一して支出を確認し、不要な予算確保にならぬよう、予算評価を行うのが望ましい。</p>	234 頁
第6章 県有高齢者施設			指摘 22 意見 8		
第1 岐阜県立寿楽苑			指摘 7 意見 1		
3 施設利用契約					
149	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【成年後見利用】</p> <p>施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は3人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。</p> <p>成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。</p>	240 頁
150	岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【成年後見人の確認】</p> <p>成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。</p>	241 頁
151	岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【契約書の不備】</p> <p>施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。</p>	241 頁
4 組織運営					
152	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【指定管理者の表示】</p> <p>岐阜寿楽苑のパンフレットに、岐阜寿楽苑が指定管理者により管理・運営されている施設であることを示すための、指定管理者名等の表示をすべきである。</p>	242 頁

5 物品管理					
153	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【備品台帳との相違】 備品の正確な管理のためにも、誤記は速やかに修正し、備品の正確な管理のため、備品台帳と実物の相違は直ちに解消すべきである。	242 頁
154	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【管理シール】 県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。	243 頁
155	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【未使用物品】 物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。	243 頁
6 経理処理上の問題（現金管理）					
156	岐阜県福祉事業団		意見	【現金出納帳の確認印】 当月の現金出納帳は、「係員」「出納員」「会計責任者」が翌月最初の営業日に確認し、押印するのが望ましい。	244 頁
第2 岐阜県立寿楽苑に関する事業費			指摘4 意見3		
1 県立老人福祉施設設備等整備費					
157	高齢福祉課		意見	【事業経費】 施設管理に多額の支出を要することは今後も変わらないことから、公費の支出が有効に機能するためにも、指定管理者における施設の職員確保は急務である。指定管理者と協議を行い、県としての人材確保事業を活用するなどして、一日でも早い人材確保を実現するよう指定管理者への指導または支援を行うことが望ましい。	245 頁
2 岐阜県介護研修センター運営事業費					
158	高齢福祉課	指摘		【事業経費】 研修センターの事業内容に比して、3名の常駐職員が必要であるか、早急に再検討し、仮に3名の常駐職員が必要不可欠ということであれば、法定研修以外の業務の充実も検討した上で、同じ場所で行う介護・実習普及センターの職員用の3名との相乗効果も含めて、運営の経済性・効率性を高める方法を検討すべきである。	250 頁
159	高齢福祉課	指摘		【委託契約（随意契約理由）】 他団体の適性も十分考慮した上で、随意契約を認めると判断する理由を再度検討し、十分な理由の有無を記載すべきである。	251 頁
160	岐阜県福祉事業団・高齢福祉課	指摘		【手数料以外の費用の徴収】 手数料と資料代の在り方を見直し、これまで資料代を決定してきた過去の経緯も含め、前述の県における人件費負担の実情等も加味し、受講者にとって適切な負担額を速やかに見直すべきである。	252 頁
3 高齢者介護知識・技術等普及促進事業費					

161	高齢福祉課		意見	【展示方法】 本事業が、一般の県民向けに福祉用具の普及を目指すのであれば、同じ岐阜寿楽苑内であっても、もっと目立つ場所に展示するか、研修受講者以外にも実際の福祉用具を体験する機会を用意するなど、研修受講者以外のより広く多くの人が展示場所を利用するよう指導することが望ましい。	256 頁
162	高齢福祉課		意見	【研修の受講者数】 介護実習の「普及」を目指すのであれば、より広く一般向けの研修を多く開催し、その開催を県民に広く周知することが望ましい。	257 頁
163	高齢福祉課	指摘		【事業経費】 現状、同じ岐阜県福祉事業団に類似の事業を委託しているのであれば、当該状況を有効活用し、両センターの事務量を総合して必要な人件費を計算に入れるなどの、人件費の合理化を検討するか、現状の人員配置を利用して、より多くの介護の普及に関する事業を実施すべきである。	258 頁
第 3 岐阜県立飛騨寿楽苑			指摘 11 意見 4		
3 施設利用					
164	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【施設利用】 現状、必要な人員が確保できていない事により施設が利用者の受け入れを行えない状況は、受託者による基本協定書に定めた義務が履行できていない状況である。人員の確保そのものは、現在の人手不足の流れからやむを得ない面があるにせよ、このような状況は公共施設としての利用を妨げる結果であり、一日でも早く人員を確保し受入れ可能となるよう受託者と協議し、状況改善を実現すべきである。	263 頁
4 施設利用契約					
165	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		【成年後見利用】 施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は3人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。 成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。	264 頁
166	岐阜県福祉事業団	指摘		【成年後見人の確認】 成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。	265 頁
167	岐阜県福祉事業団	指摘		【契約書の不備】 施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。	265 頁
5 組織運営					

168	岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【職員全体会】</p> <p>職員全体会は、職員の意識統一のための会であり、年間において限られた回数しか定めていないのであれば、安易に変更することは認め難い。事業計画に定めた内容は、計画通りに事業を行うべきであり、当初の計画段階で異なる活動を予定していたのであれば、明確に記載し、年度途中で変更するのであれば変更計画書を提出すべきである。</p>	265 頁
169	岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【経営委員会の開催】</p> <p>現在の要綱を前提とする場合、書面決議はそもそも認められないと考えられる。要綱において書面決議を認める旨定めるか、要綱どおり委員会を実際に招集して開催し、利用者の意見等を踏まえた経営委員会を開催すべきである。</p>	266 頁
6 物品管理					
170	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【管理シール】</p> <p>県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。</p>	266 頁
171	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団		意見	<p>【備品の取扱いの違い】</p> <p>岐阜県福祉事業団が購入した物品については、「備品に代わる物」として購入したかどうかで、岐阜県の管理物件の備品に準じて取扱いを行うこととなるため、取扱いの疑義が生じることのないように、岐阜県福祉事業団の購入物品も5万円を超える物品については備品として管理するのが望ましい。</p>	267 頁
172	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団		意見	<p>【美術品】</p> <p>高価な美術品を高齢者施設に用いる事は有益であると考ええるが、利用者や来館者の目に触れてこそ価値があると考ええる。いずれも100万円以上の価値がある高価な美術品であることから、美術品の保管状況に注意しつつ、施設利用者等の多くの人目に触れるよう、設置場所を工夫することが望ましい。</p>	267 頁
173	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【未使用物品】</p> <p>物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。</p>	268 頁
174	岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【寄附物品】</p> <p>物品の価格が5万円を超える物については、県の保有資産に準じて管理を行うべきである。</p>	268 頁
175	高齢福祉課		意見	<p>【岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなる場合の物品処分について】</p> <p>岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなっても、次の指定管理者により速やかに事業を継続することができるよう、岐阜県福祉事業団が事業において使用している事業団保有の物品について、県が優先して買い取り（引き取り）交渉ができるような規定を整えることが望ましい。</p>	269 頁
7 施設内事故に対する対応					
176	岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【事故報告】</p> <p>病院受診を要すると判断し受診させた事故については、適切な事故報告となるように、担当者において、報告基準を再度確認し、管轄市及び県に対して事故報告を適切に行うべきである。</p>	269 頁
177	岐阜県福祉事業団	指摘		<p>【事故の記録】</p> <p>施設内事故の検討及び記録は、次の事故発生を防止するために重要な取り組みである。確認不足等により検討を怠らないように普段の記録管理を徹底すべきである。</p>	270 頁

178	岐阜県福祉事業団		意見	【検討委員会の議事録】 内容などから他の資料等で事故の発生日時等は確認できるものの、後日の検証の際に何時の事故かが曖昧になりかねない。事故発生報告書等との対応関係を明確にするためにも、議事録には具体的な事故発生日時も記載するのが望ましい。	270 頁
第7章 監査の結果を踏まえた岐阜県の取組について				指摘0 意見3	
第1 成年後見制度に関する岐阜県の取組				指摘0 意見1	
7 成年後見制度に対する指摘・意見について					
179	高齢福祉課・地域福祉課・県事務所等		意見	岐阜県や成年後見制度に関与する担当課に対しては、市町村支援の在り方を見直し、成年後見制度の利用促進がなされるよう積極的な取組を行うことが望ましいと意見する。 特に、成年後見制度というのは、本来的には、本人の利益のためにある制度であり、その利益となる制度が使われていないということ自体が、果たして妥当なのかを考えるべきであり、岐阜県としては、第一次的には市町村が担うべきとしても、県内の状況を把握することが可能な立場であることを踏まえれば、知り得た情報を活用し高齢者の権利擁護の観点から、岐阜県として行うべき事を確認し、より一層注力して欲しいと考える。 少なくとも県内の市町村からすれば、介護事業等について岐阜県に対して様々意見や指導を求めるところであり、岐阜県の対応を一つの模範と捉えていると考える。 そのため、県有施設での運営などにおいては、他の施設の模範となるような現状を踏まえた成年後見への取組を示すなどの方法も検討することが重要であると考えます。 更に、介護事業所に関わる際には、成年後見制度を利用しないことによる、利用者本人のリスクを伝え、時には財産管理に関与しない施設側にとっても、成年後見制度が問題を解決する有効な手段であることを紹介するなど、利用者や施設運営者双方にとっての利益となることを伝えるなどの活動が、成年後見制度の適切な利用に繋がると考える。	284 頁
第2 介護人材の確保に関する岐阜県の取組				指摘0 意見1	
2 介護人材確保に関する指摘意見					
180	高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課		意見	人材確保の事業そのものは、現在の全国的な人手不足の状況を考慮すれば必ずしも容易ではなく、必ずしも有効な手法があるとは分からない側面があるが、そのような側面があるからこそ、その効果検証が必要不可欠である。 間接的な影響を前提に事業を計画している場合においては、安易に事業の内容をそのまま継続することなく、特にその効果が実際に人材確保に効果があるかどうかを常に検証し、見直しを続けることが望ましい。	291 頁
第4 在宅医療と介護の連携に関する岐阜県の取組				指摘0 意見1	
3 在宅医療と介護の連携に関する意見					

181	医療福祉連携推進課		意見	<p>医師を中心とした各関係団体の存在は、在宅医療と介護の連携を確保する意味で重要であることは理解するが、それだけに多くの場面で公費が支出されており、個々の事業費が積み上がると大きな支出となってしまう。これらの予算を適切に執行するにあたって支出先の工夫は重要であり、公費の支出について疑念が生じないよう、適切な支出内容の確認等をより徹底するのが望ましい。</p>	296 頁
-----	-----------	--	----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

参考報告一覧

是正・改善を求める指摘・意見だけでなく、参考になるとと思われる事例についても、参考報告として、取り上げることとした。良い取組と思われる事例を参考にすることで、より良い事務が可能になると考えた。

番号	対象課	内 容	本編 頁
1	健康福祉部	<p>【岐阜県高齢者安心計画】 第9期の計画において、施策の担当課を明示することによって、様々な施策がある中で、どの担当課が責任課として施策を推進しているかが分かりやすく、今後の計画の進捗管理において非常に有益な表記である。</p> <p>また、多くの施策が一覧になっていることで、全体的な施策の状況が分かりやすく、目標値や現状値が明記されていることは、計画による現状の達成地点を分かりやすくし、今後の計画の見直しにおいて非常に有益な表記である。</p> <p>これらの表記は、他の同種計画の記載方法として参考になると判断し参考報告とする。</p>	23 頁
2	岐阜地域福祉事務所	<p>【資料の保管】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを中心に実施しているところ、県事務所等の多くは、保存期間を5年と定めているため、実際に運営指導を行う際に、前回資料が保管されない状況となっているところ、岐阜地域福祉事務所は10年と定めており、他の県事務所の運用の参考となるため、参考報告とする。</p>	58 頁
3	西濃県事務所	<p>【運営指導の頻度】 西濃県事務所においては、法令やガイドライン違反などが見つかった際、文書による回答が必要と判断される場合は文書指導として扱い、指導を受けた介護事業者に対し指導事実への回答を求めている。また、岐阜県介護サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準条例に違反する場合は文書指導、それ以外の助言については口頭指導を行っている。このような文書指導と口頭指導の区別については、次年度への引継ぎ事項として共有されている。文書指導と口頭指導の区別が不明確であった県事務所が存在したため、参考報告とする。</p>	63 頁
4	西濃県事務所	<p>【調査方法】 西濃県事務所においては、運営指導結果報告書において、前回指摘事項が記載されており、さらに「前回指摘事項の確認」の欄が設けられていたものがあった。運営指導において、前回指摘事項の改善が見られているか否かは重要であり、運営指導結果報告書に記載することにより指導状況が一見して確認することができるため、参考報告とする。</p>	64 頁

5	揖斐県事務所	<p>【施設監査の方法】 揖斐県事務所としては、「法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反した」事実は認められるものの、当該問題が労働基準法（同法第36条）という「他法令」への違反の問題であること及びその違反について文書指導を行わなくても改善が見込まれることから口頭指導とした旨説明された。</p> <p>この点について、介護保険法上のマニュアルではあるが、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が作成する介護保険施設等運営指導マニュアルにおいても、「運営指導やそれに基づく確認項目及び確認文書において、他法に関するものがありますが、何らかの不備があり文書指導又は口頭指導を行う場合は、あくまでも介護保険法の中で、つまり運営基準等で規定している内容までの範囲で改善指導を行うことができると考えます。例えば、消防法違反や労働基準法違反等の疑いが認められた場合は、介護保険法だけでは問題を解決できないので、消防署、都道府県労働局や労働基準監督署等へ通報することになります。」と規定されている。また老人福祉法上の指導監査については、介護保険施設に対する指導が合わせて行われていることもあることから、このような考え方にに基づき、他法令に関しても発見した場合には、適切な指導及び必要な措置を取ることが求められることから参考報告とする。</p>	72 頁
6	可茂県事務所	<p>【運営指導の実施方法】 口頭指導についても、指導書に記載し、意味合いを説明している。そのため、施設としても指導内容の把握が容易であり、また県事務所としても過去にどのような指導をしたかの把握が容易であり、参考となる。</p>	83 頁
7	可茂県事務所	<p>【運営指導の実施方法】 可茂県事務所では、指導の際に、担当者においても自己点検シートのコピーを利用して、指導を実施している。そのため、自己点検シートのチェック事項につき、確認の漏れが生じにくい方法を採用しており、参考となる。</p>	83 頁
8	可茂県事務所	<p>【運営指導の実施方法】 可茂県事務所では、指導記録内に指導結果を添付している。前回指導を踏まえた指導が可能となるため参考となる。</p>	84 頁
9	医療福祉連携推進課（認知症地域医療人材育成事業費）	<p>【事業実績報告（添付書類）】 実績報告において詳細な経費の明細の添付は後日の検証を容易にすることから、適切な経費の支出を確認する上で参考となる。</p>	171 頁
10	高齢福祉課（老人福祉施設等整備費補助金）	<p>【利用度調査】 当該補助金については、前述の特別養護老人ホームの入所者数の状況を踏まえると、補助金の有効性を確認する上で、入所者数の推移は重要な指標であり、補助事業としての有効性を検証する上でも重要な情報となることから、他の施設整備の補助金においても参考になるものと考えている。</p>	179 頁
11	地域福祉課（愛のともしび基金事業費補助金（施設整備））	<p>【事業実績報告（調査確認）】 「原則として3万円以上の支払いが発生する場合」との低額での条件を定め、契約手続のチェックを図る措置が講じられており、参考となる。</p>	201 頁

12	地域福祉課（岐阜県福祉人材総合支援センター運営費）	【戻入・精算】 委託契約に関して、その実績を正確に評価し、精算を行う方法としては参考となる取組であることから、参考報告とする。	205 頁
13	地域福祉課（福祉の仕事就職県外フェア開催費）	【経済性】 オンライン開催を活用することで費用をかけずに例年の事業が行えており、経済性の観点から参考となる事例であると考え、参考報告とする。	217 頁

監査対象事業費等一覧

担当課	細々事業名	当初予算額 ¹⁶ (千円)
高齢福祉課	介護保険事業県負担金	27,028,000
高齢福祉課	地域支援事業県負担金	1,354,000
高齢福祉課	地域医療介護総合確保基金積立金(介護分)(新型コロナ分)	1,320,172
高齢福祉課	介護事業所等サービス継続支援事業補助金【任意】	966,994
高齢福祉課	地域医療介護総合確保基金積立金(介護分)	903,828
高齢福祉課	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金(施設整備分)	878,870
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金(食材料費)	711,871
高齢福祉課	軽費老人ホーム事務費補助金	553,633
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金(光熱費)	463,785
高齢福祉課	老人福祉施設等整備費補助金	251,862
高齢福祉課	県立老人福祉施設設備等整備費	247,048
高齢福祉課	地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金(開設準備分)	228,271
高齢福祉課	介護ロボット導入促進事業費補助金	174,840
高齢福祉課	高齢者施設等防災・減災対策等補助金	140,859
高齢福祉課・ 地域福祉課	地域支援事業県負担金(重層支援事業分)	138,000
高齢福祉課	介護事業所におけるICT導入支援事業費補助金	97,127
高齢福祉課	高齢者施設等感染症拡大防止対策事業費補助金	76,134
高齢福祉課	介護人材確保・育成支援事業費補助金	53,050
高齢福祉課	介護事業所内保育施設運営費補助金	42,689
医療福祉連携 推進課	認知症疾患医療センター運営事業費	35,664
高齢福祉課	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金【任意】	35,270
地域福祉課	福祉・介護人材マッチング支援事業費	27,437
高齢福祉課	岐阜県介護研修センター運営事業費(人件費分)	25,877
高齢福祉課	介護人材育成事業者認定制度実施事業費	23,597
高齢福祉課	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金・単補	22,600
地域福祉課	岐阜県福祉人材総合支援センター運営費(人件費)	21,844
高齢福祉課	介護実習・普及センター人件費	21,079

¹⁶年度途中で予算化された、高齢者施設等物価高騰対策交付金(食材料費)、高齢者施設等物価高騰対策交付金(光熱費)、高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費(食材料費)、高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費(光熱費)は、3月補正後の最終予算額を記載している。

高齢福祉課	介護人材確保・育成支援事業費	20,692
高齢福祉課	介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	19,358
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（食材料費）	18,698
地域福祉課	愛のともしび基金事業費補助金（施設整備）	15,000
地域福祉課	成年後見・福祉サービス利用支援センター設置支援事業費補助金	13,874
高齢福祉課	高齢者施設等物価高騰対策交付金事務費（光熱費）	13,556
地域福祉課	愛のともしび基金事業費補助金	13,500
高齢福祉課	介護人材総合情報サイト運営事業費	11,915
医療福祉連携推進課	認知症地域医療人材育成事業費	9,515
高齢福祉課	高齢者施設等防災・減災対策等補助金（新型コロナ分）	9,268
地域福祉課	岐阜県福祉人材総合支援センター運営費	8,344
高齢福祉課	介護事業者改善対策事業費	7,577
高齢福祉課	介護職員初任者研修等支援事業費補助金	7,155
高齢福祉課	介護サービス改善対策事業費	7,007
医療福祉連携推進課	訪問看護体制充実強化支援事業費補助金	7,000
高齢福祉課	苦情処理体制整備助成事業費補助金	6,745
高齢福祉課	高齢者権利擁護センター設置事業費	6,716
高齢福祉課	ぎふケアパートナー育成推進事業費	6,499
高齢福祉課	介護給付適正化推進特別事業費	6,145
高齢福祉課	外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金	6,000
地域福祉課	運営適正化委員会設置運営費補助金	5,952
高齢福祉課	外国人介護人材マッチング支援事業費	5,521
医療福祉連携推進課	認知症疾患医療センター地域認知症対策事業費補助金	5,217
医療福祉連携推進課	在宅医療連携強化事業費補助金	5,107
医療福祉連携推進課	在宅医療人材育成事業費補助金	5,089
地域福祉課	福祉の仕事就職フェア開催費	5,050
高齢福祉課	外国人介護人材受入環境整備事業費	5,017
高齢福祉課	社会福祉法人利用者負担軽減措置費補助金	5,006
医療福祉連携推進課	地域包括ケアシステム整備事業費補助金（拡充分）	3,500
高齢福祉課	介護事業者の外国人留学生支援事業費補助金	2,840

医療福祉連携 推進課	在宅療養あんしん病床登録事業費補助金	2,625
医療福祉連携 推進課	地域包括ケアシステム構築事業費補助金（拡充分）	2,500
高齢福祉課	介護予防専門職派遣事業費補助金（国補）	2,410
地域福祉課	福祉人材確保・育成・定着推進事業費	2,200
高齢福祉課	介護福祉士実務者養成施設 I C T 導入事業費補助金	2,000
高齢福祉課	介護予防推進指導者養成研修事業補助金（国補）	1,750
医療福祉連携 推進課	認知症サポート体制整備事業費補助金	1,700
高齢福祉課	介護支援専門員法定研修等事業費補助金（新型コロナ分）	1,400
地域福祉課	成年後見制度利用促進体制整備推進事業費	1,338
高齢福祉課	アセッサー講習受講支援事業費補助金	1,270
地域福祉課	福祉人材総合ポータルサイト運営事業費	1,206
地域福祉課	福祉の仕事就職県外フェア開催費	314
高齢福祉課	障がい者ホームヘルプサービス利用者支援措置費補助金	25